

# 酒々井リサイクル文化センター ごみ焼却処理施設等管理業務委託仕様書

## 一 般 仕 様 書

### 第1章 一般事項

#### (目 的)

第1条 本仕様書は、佐倉市、酒々井町清掃組合（以下「甲」という。）が設置した酒々井リサイクル文化センターごみ焼却処理施設等（ごみ焼却処理施設（灰処理設備を含む）、粗大ごみ処理施設（ストックヤードを含む）、最終処分場（浸出液処理施設を除く）、リサイクルセンター、車両計量施設をいう。以下「施設」という。）における、ごみの搬入管理、ごみの処理、処分、リサイクル品販売及び販売代金の徴収、ごみの計量及びごみ処理手数料の徴収等の業務（以下「業務」という。）の実施にあたり必要な事項を定めるものである。

#### (業務の範囲)

第2条 業務の範囲は、酒々井リサイクル文化センターごみ焼却処理施設等管理業務委託仕様書「特記仕様書」に定めるとおりとする。

#### (業務の履行)

第3条 受託者（以下「乙」という。）は、業務の公共的使命、社会的重要性を十分に認識し理解して、施設の運転管理を円滑に行うとともに、施設の機能を十分発揮できるよう契約書、一般仕様書、特記仕様書及び酒々井リサイクル文化センター保安規程（以下「保安規程」という。）に基づき、効率的かつ経済的に業務を履行すること。

#### (運転管理)

第4条 施設の運転は、施設の性能を十分に発揮させるよう効率的かつ経済的な運転を行うこと。  
2 施設の運転管理にあたっては、公害防止関係法令及び特記仕様書に定める公害防止基準を遵守すること。

#### (業務責任者等の選任)

第5条 乙は、業務を適正に履行するために必要な業務従事者を配置し、業務従事者の中から、業務責任者、副責任者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者等の現場責任者（以下「責任者等」という。）を選任し、甲に提出するものとする。  
なお、新たに、本業務を受注した者は契約締結後、速やかに責任者等を選任し、甲に提出するとともに、業務着手の日までに、業務の遂行に支障を来たさぬよう、技能習得に当たらせるものとする。  
2 前項により選任された責任者等が、病気その他の事由により、長期にわたり職務の遂行が困難な場合は、新たに責任者等を選任し、甲に提出するものとする。

#### (業務責任者等の職務及び資格)

第6条 業務責任者等の職務及び必要な知識経験等は、次のとおりとする。  
(1) 業務責任者は、施設に常勤し、甲の指示に従い、現場総括者として業務に関する指揮監督及び一切の事項を処理する。  
(2) 業務責任者は、業務の公共的使命の重大性に鑑み、関係法令等を遵守し、また、現場作業の安全及び秩序を保ち、事故、火災等の防止に努めなければならない。  
(3) 業務責任者は、施設の異常又は故障を発見した場合は、速やかに適切な処置をとるとともに、甲に報告し、その指示を受けるものとする。  
(4) 副責任者は、業務責任者を補佐し、業務責任者が事故又は不在の時にはその職務を代理する。

- (5) 業務責任者は、廃熱ボイラー及び発電用蒸気タービン付のごみ焼却処理施設での2年以上の維持管理実務経験及びごみ処理施設技術管理者の資格を有し、かつ、労務管理者としての知識と経験を有する者であること。
- (6) ボイラー・タービン主任技術者は酒々井リサイクル文化センターのボイラー・タービン主任技術者として選任し関係官庁に届出するので、常勤して発電設備の一切を管理すること。また、ボイラー・タービン主任技術者会の会議に参加すること。
- (7) 電気主任技術者は酒々井リサイクル文化センターの電気主任技術者として選任し関係官庁に届出するので、常勤して電気設備の一切を管理すること。また、電気主任技術者会の会議に参加すること。
- (8) 焼却処理施設運転班の各班長は、廃熱ボイラー及び発電用蒸気タービン付のごみ焼却処理施設での、5年以上の運転実務経験及び1級ボイラー技士の資格を有する者であること。

#### (労務管理)

第7条 乙は、業務を実施するにあたり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務従事者の勤務については、労働基準法、労働安全衛生法、労働災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関連法規を遵守すること。
- (2) 業務従事者の業務にあたっては、労働安全衛生関係法令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく作業責任者、取扱責任者等を適正に配置し、作業の安全を第一義として、作業効率の向上に努めること。
- (3) 乙は、業務従事者の労働管理、人事管理上の一切の責任を負うものとする。
- (4) 乙は、組合が指定する区域ごとに防火担当責任者及び火元責任者を選任し、火気の始末を徹底して火災の防止に努めること。また、防火担当責任者は、毎月、区域ごとの自主点検チェック表を甲に提出すること。
- (5) 乙は、運搬車両、作業車両、重機等の使用時の事故防止等のため、以下の措置を行なうこと。
  - ①道路交法施行規則第9条の10に相当する措置。
  - ②アルコール検知器を用いた飲酒検査。
  - ③運転者名及びアルコール検査の結果を日誌等に記録すること。
  - ④道路交法等が改正された場合においても、改正された措置を行なうこと。

#### (教育・訓練等)

第8条 乙は、施設の適正な管理と安定した運転を維持するため、業務従事者に必要な指導教育、訓練等を行うこと。乙は、業務上特に危険な作業については、労働災害を防止するために万全な体制を確立し、業務従事者に適正な指導教育を行うこと。

#### (提出書類)

第9条 乙は、契約締結後速やかに、次の書類を甲に提出すること。

- (1) 業務着手届
  - (2) 業務責任者等選任届（業務責任者、副責任者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者、ボイラー取扱作業主任者、第一種圧力容器取扱作業主任者等）
  - (3) 業務従事者名簿
  - (4) 資格取得者名簿
  - (5) 資格責任者配置届
  - (6) 非常招集体制表
  - (7) 安全衛生管理組織図
  - (8) その他、甲が指示する書類
- 2 前項に掲げた、提出書類の記載事項を変更しようとするときは、変更届出等を提出すること。
- 3 その他、甲が指示する書類

#### (緊急事態発生時の対応)

第10条 乙は、地震、台風等の災害時及び爆発、火災、事故などの緊急事態の発生に備え、

業務従事者を非常招集できる体制を確立しておくこと。

- 2 乙は、緊急事態が発生した場合には、直ちに業務従事者を所定の場所に配置して適切な措置を講ずるとともに、甲に通報すること。
- 3 乙は、緊急事態発生時の対応処置について、甲に書面で速やかに報告すること。
- 4 乙は、災害廃棄物が発生した場合、甲の指示に従い処理するものとする。

(損害に関する負担)

第11条 乙は、業務を履行するうえで甲又は第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に連絡し、その損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、乙の運転管理に起因して、電気、水道、ガス、薬品、重油等の使用量が、過去の使用量に比して著しく超過した場合は、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙は、乙の運転管理に起因して、売却電力量が、過去の売却電力量に比して著しく減少した場合は、その損害を賠償するものとする。

(機密の厳守)

第12条 乙は、業務の履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(関係法令の遵守)

第13条 乙は、業務の履行にあたっては、関係法令等を遵守すること。

(検査の実施)

第14条 乙は、当月分の業務完了届を、翌月の指定された期日までに、報告書等とあわせて提出しなければならない。

- 2 甲は、乙の業務の履行を確認するため、毎月検査を実施する。
  - (1) 書類検査(第22条に規定する各種報告書等)
  - (2) その他、検査員の指示する事項

## 第2章 業務要領

(業務計画書等)

第15条 乙は、業務に関する年間計画のほか、月ごとに焼却炉別の稼働計画、点検計画及び従事者に対する各種の教育訓練計画等を作成し提出すること。

(運転操作)

第16条 施設の運転は、甲が貸与する「ごみ焼却処理施設取扱説明書」、「粗大ごみ処理施設取扱説明書」、保安規程及び各種機器取扱説明書に基づいて、適正に業務を履行すること。

- 2 甲の実施する工事等に伴い、運転計画に変更が必要な場合には、乙は、甲と協議して変更すること。

(搬入・搬出管理)

第17条 乙は、搬入されたごみを適正に処理できるよう、各施設に振り分け、有価物等の選別及び処理する上で適さない物の抜き取り等を行い、資源の回収並びに事故の発生及び機械の破損を防ぐこと。

- 2 搬出物のサンプル採取(日付・放射線量の記入)、積込み、誘導、補助等を行い、安全で円滑に効率よく業務を履行すること。

(保守点検)

第18条 乙は、常に施設の状況に注意を払い、保守点検業務は、特記仕様書に基づいて実施すること。

- 2 乙は、各種機器取扱説明書及び甲の定める保安規定に基づき、定期的に保守、点検することで、設備全般の機能低下の防止及び長期的安定運転を維持すること。
- 3 予備の機材、部品等の整理・整頓に心掛け、適正に保管・管理を行うこと。  
なお、貸与された用具類、工具類及び機器等を紛失した場合は、乙が責任をもって補充

しなければならない。

(修繕等)

第19条 乙は、保守点検時に発見した不良箇所や軽微な故障箇所を、備付工具、補修原材料等を用いて、甲の承諾を得て修繕すること。

ただし、緊急を要する場合には、すみやかに適切な措置を講じるとともに、直ちにその状況を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

2 業務の履行上、乙の業務従事者の故意又は過失に起因して、施設又は設備等に故障、破損、事故等が発生した場合は、直ちにその状況を甲に報告するとともに、乙の負担で復旧させるものとする。

(清掃作業)

第20条 乙は、工場棟及び管理棟の清掃を次のとおり実施すること。

- (1) 日常清掃 管理棟、工場棟通路部の床及びトイレ、並びにプラットホーム等のトイレについて日常清掃員により実施すること。
- (2) 定期清掃 工場棟内の清掃は、年間計画を立て、定期的を実施すること。
- (3) 床清掃 管理棟及び中央制御室等の床は、4ヶ月に1回実施すること。
- (4) 窓ガラス清掃 管理棟及び中央制御室等の窓は、4ヶ月に1回実施すること。
- (5) 場内清掃 場内に散乱したごみの清掃等は、随時速やかに実施すること。

(除草・剪定作業)

第21条 乙は、酒々井リサイクル文化センターの緑地帯の除草及び樹木の剪定作業を随時実施すること。

(報告書等)

第22条 乙は、特記仕様書に基づき、日誌、日報、月報、各種報告書等を作成し、指定された期日までに甲に提出すること。

### 第3章 管理費用範囲

(支給・貸与物件等)

第23条 乙が業務履行のため必要とする物件等で、甲が支給又は貸与する物件等は、次のとおりとする。

- (1) 支給物件
  - ① 電気、ガス、水道
  - ② 各種薬剤、燃料（昇温用A重油、運搬用車両及び作業用重機用燃料（エンジンオイル、オイルフィルター、クーラント液は除く））
  - ③ 設備及び機器の消耗部品（第24条に記載されたものを除く。）
  - ④ 廃乾電池用オープンドラム缶
  - ⑤ 廃蛍光管用段ボール箱
- (2) 貸与物件
  - ① 業務履行に必要な、事務室、控え室、食堂及び給湯室、浴室及び脱衣室、洗濯乾燥室、更衣室、粗大及び最終処分場詰所、倉庫、試験室、ロッカー室、保守用整備員室、資材室等（以下、「事務室等」という。）及びこれら事務室等に設置されている埋め込み式の空調設備
  - ② 構内電話設備、場内放送設備
  - ③ 警備機能及び火災報知機能
  - ④ すでに配置されている什器（OA機器を除く）
  - ⑤ 保守点検用具、備付工具、工作用機器（破損、紛失した物の補充はしない。）
  - ⑥ 完成図書（「ごみ焼却処理施設取扱説明書」、「粗大ごみ処理施設取扱説明書」、各種機器取扱説明書、機器図面・配置図・系統図など竣工図書類）
  - ⑦ 保安規程
  - ⑧ 運搬用車両（4台） 4トン車2台・2トン車2台

- ⑨ 作業用重機（9台） キャタピラー901C2・キャタピラー910M・  
キャタピラー313GC・ユニキャリアSD25・  
小松PW30・小松WA100・小松BR200S・  
日立建機LX20・トヨタ7FB15
- ⑩ その他機器 自走草刈り機（バロネス）、芝刈り機
- ⑪ エアシャワー（4台） ゴミ焼却処理施設 既設1台・新設2台  
粗大ゴミ処理施設1台
- ⑫ その他甲が必要と認めたもの

- 2 甲は、支給物件の使用状況について、必要に応じて乙に報告を求めることができる。
- 3 乙は、これらの物件等を善良なる管理者の注意をもって適正に管理、使用するとともに、効率的、経済的に使用しなければならない。
- 4 甲が貸与した運搬用車両、作業用重機の車検、法定自主検査、自賠責保険、重量税に係る費用は甲の負担、任意保険に係る費用は乙の負担とする。運搬用車両、作業用重機等の更新等に伴い台数が増減した場合についても同様とする。
- 5 乙は、これら物件等の紛失、損傷等または物件の不適切な使用があった場合には、乙の責任において補充し、もしくは現状復旧しなければならない。

（乙の負担費用）

第24条 乙が負担する費用、物件費は次のとおりとする。

- (1) 業務に従事する者の給料、賞与、諸手当、福利厚生費等の人件費
- (2) 業務従事者に対する指導、教育、訓練、資格取得に係る費用
- (3) 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者等の会費、研修参加費、出張費等
- (4) 業務に従事する者に支給する作業服、作業靴、ヘルメット、防じんマスク、ゴーグル、墜落制止用器具、手袋ほか、各種安全保護具等の物件費
- (5) 軽微な修繕に使用する鋼材、ボルト・ナット等の材料及び電気溶接機、ガス溶接機等の物件費並びに維持管理に要する費用（修理費・高圧ホース・溶接棒・酸素アセチレン等）
- (6) 酸素・硫化水素濃度計、電気計測計、pH計等の携帯分析機器等の物件費及びその維持管理に要する費用
- (7) 緑地帯除草作業に使用する刈払い機の物件費及び燃料費（オイル含む）、チップソー、修理に要する費用
- (8) 下表の用具及び定期的に交換を要する消耗品、部品及び業務に使用する用具の物件費

1	トナー、コピー紙、感熱ロール紙 (事務所、運転管理、計量棟)	2	パッキン（水・エアー・薬品用）
3	Oリング（水・エアー・薬品用）	4	グランドパッキン（19mm角以下）
5	圧力計	6	オートドレン
7	エレメント、フィルター類	8	フロートスイッチ
9	Vベルト（コンプレッサー用含む） プーリー（コンプレッサー用含む）	10	各種噴霧ノズル（常用数：8本）
11	駆動用チェーン（#80以下）	12	各種サーマルリレー
13	フレキシブルホース（25A・1m以内）	14	pH計電極（常用数：10本）
15	電磁弁（25A以下）	16	熱電対（常用数：39本）
17	熱電対保護管（常用数：12本）	18	シャーペン
19	保護ガラス（常用数：18枚）	20	重油バーナー先端ノズル (常用数：4個)
21	解砕機ハンマー（常用数：20個）	22	バグフィルター灰払落し装置部品 (パルス用)

23	各種ポジショナー	24	水配管修理材料 (50A以下)
25	空気配管修理部品・材料 (ストートコントローラー・ソレノイドバルブ・レギュレーター・パルススター・バルブ等)	26	電気配線修理材料
27	蒸気減圧弁	28	エキスパンション補修材料
29	塗料・塗装用具 (場内誘導ライン含む)	30	固定分析計等管理用薬品 (HCl計・pH計)
31	投光器	32	台車
33	脚立・梯子等昇降補助具	34	工場棟内照明灯 (蛍光灯・水銀灯・LED等)
35	仮設水中ポンプ	36	チェーンブロック
37	一般工具全般	38	手鍵
39	鳶口	40	潤滑油 (油圧オイルを除く)
41	グリース	42	オイルフィルター
43	グリスニップル	44	グリースポンプ・ノズル
45	ブルーシート (10m*10m以下)	46	洗油 (灯油)
47	清掃用具全般 (リースモップ・リースマット含む)	48	清掃用コンテナ (常用数20個)
49	チップソー	50	刈払い機
51	2サイクルエンジンオイル	52	ガソリン
53	竹ぼうき	54	灯油 (暖房用)
55	エアコン (計量棟及び最終処分場詰所除く)	56	てみ (ちりとり)
57	無線機	58	バッテリー (運搬用車両及び作業用重機除く)
59	アルコール検知器	60	除草剤
61	ケーブルカッター	62	クーラント液 (運搬用車両及び作業用重機用)

- (9) 洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、掃除機等の物件費及び維持管理に要する費用
- (10) 管理棟及びリサイクルセンター以外で使用する石鹼、洗剤、トイレトペーパー等の生活用品及び応急薬品等の物件費
- (11) 業務に必要な事務用消耗品、通信費、運搬費、事務用備品 (パソコン・コピー機・ファクシミリ等) 等の物件費及び維持管理に要する費用 (リサイクルセンターを除く)
- (12) 甲が貸与した事務室等に設置した空調設備 (リサイクルセンター、計量棟及び最終処分場詰所除く) の修理、消耗品に係る費用
- (13) 施設運転制御システム及び燃焼制御システムのソフトの設定変更に係る費用
- (14) その他、甲が支給又は貸与する物件以外に必要な費用
- (15) 現場管理費、一般管理費等の諸経費
- (16) 新規受注者については業務履行に関する技能習得期間に係る費用
- (17) 下記の法定検査手数料及び検査に要する費用 (必要に応じて検査官送迎、検査官用保護具、昼食等を含む)

ア. 厚生労働省労働局労働基準監督署管轄

- ① 廃熱ボイラー(B) 1基(1回/年)
- ② 電気温水ボイラー 1基(1回/年)
- ③ アンモニア気化器 1基(1回/年)
- ④ ごみクレーン 4基(1回/2年)

イ. 経済産業省産業保安監督部管轄

① 廃熱ボイラー(C) 1基(1回/2年)

② 廃熱ボイラー(D) 1基(1回/2年)

③ 発電用蒸気タービン 1基(1回/4年)

ウ. 水道法施行規則第55条(管理基準)に基づく法定自主整備

生活用受水槽(各槽1回/年)

① 生活用水受水槽(既設) 18.8 m<sup>3</sup>

② 生活用水高架水槽(既設) 6.0 m<sup>3</sup>

③ 生活用水受水槽(新設) 12.0 m<sup>3</sup>

④ プラント用水受水槽(粗大) 8.0 m<sup>3</sup>

- (18) 甲が貸与した運搬用車両、作業用重機の任意保険に係る費用(運搬用車両、作業用重機等の更新等に伴い台数が増減した場合についても同様とする)

# 特 記 仕 様 書

## 第 1 章 業務概要

(業務の概要)

第 1 条 業務の概要は、次のとおりである。

- (1) 委託業務の名称  
酒々井リサイクル文化センター  
ごみ焼却処理施設等管理業務委託
- (2) 事業の期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日  
ただし、新たに本業務を受注した者は、契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間で、責任者に任命しようとする者及び業務に従事させようとする者の 2 分の 1 に相当する人員を酒々井リサイクル文化センターに派遣し、業務履行に必要な知識と技能を習得させること。
- (3) 委託業務の場所  
酒々井リサイクル文化センター (印旛郡酒々井町墨 1506)
- (4) 施設の名称  
ア 酒々井リサイクル文化センターごみ焼却処理施設 (灰処理設備を含む)  
イ 酒々井リサイクル文化センター粗大ごみ処理施設 (ストックヤードを含む)  
ウ 酒々井リサイクル文化センター第 1 期最終処分場 (浸出液処理施設を除く)  
エ 酒々井リサイクル文化センター第 2 期最終処分場 (浸出液処理施設を除く)  
オ 酒々井リサイクル文化センターリサイクルセンター  
カ 酒々井リサイクル文化センター車両計量施設
- (5) 施設の概要  
ア ごみ焼却処理施設
  - ① 全連続燃焼式流動床式焼却炉 (昭和 62 年竣工) 60t/24h×1 基  
燃焼ガス冷却用ボイラー併設 (荏原製作所製、労働基準監督署管轄)  
ボイラー仕様 蒸発量 5.25t/h、圧力 1.96MPa、温度 214℃(飽和)
  - ② 全連続燃焼式流動床式焼却炉 (平成 2 年竣工) 100t/24h×1 基  
燃焼ガス冷却用ボイラー併設 (荏原製作所製、経済産業省管轄)  
ボイラー仕様 蒸発量 14.5t/h、圧力 1.96MPa、温度 214℃(飽和)
  - ③ 全連続燃焼式流動床式焼却炉 (平成 17 年竣工) 100t/24h×1 基  
燃焼ガス冷却用ボイラー併設 (荏原製作所製、経済産業省管轄)  
ボイラー仕様 蒸発量 13.4t/h、圧力 1.96MPa、温度 214℃(飽和)
  - ④ 蒸気タービン発電機 (平成 17 年竣工) 2,500kW×1 基  
タービン仕様 出力 2,500kW(発電端)、圧力 1.57MPa、温度 203℃(飽和)
  - ⑤ 非常用発電機 1,200kW×1 基
  - ⑥ 受電電圧 6,600V
  - ⑦ 可燃性粗大ごみ破碎設備  
2 軸剪断式破碎機 (平成13年竣工) 1 基  
2 軸剪断式破碎機 (平成17年竣工) 1 基
  - ⑧ 灰処理設備 1 基
  - ⑨ その他付帯設備 1 式
  - ⑩ 受電契約電力量 主契約 1,100KW 自家発補給契約 300KW  
乙の責に帰する事由により、契約電力量を超過した場合、主契約の変更により加算される基本料金は乙が負担すること。
- イ 粗大ごみ処理施設  
衝撃式破碎機 (昭和62年竣工) 50t/5h×1 基  
栗本鐵工所製  
磁選機 1 基



	可燃不燃選別装置	1 基
	アルミ選別機	2 基
	手選別設備	1 式
ウ	最終処分場	
	① 第1期管理型最終処分場	
	面積 18,900㎡	
	埋立容量 118,000㎥	
	残余容量 11,961㎥ (令和6年4月現在)	
	② 第2期管理型最終処分場	
	面積 23,250㎡	
	埋立容量 251,000㎥	
	残余容量 66,158㎥ (令和6年4月現在)	
エ	リサイクルセンター (販売日数約245日/年) (令和5年実績)	
	① 販売商品及び販売数	自転車 67台/年 家具類 378点/年
	② 来場者数	916人/年
	③ 現金取扱額	1,356,950円/年 (日平均額約5,500円)
オ	車両計量施設 (受入日数約270日/年) (令和5年実績)	
	① 計量機	40トンスケール 2基
	② 操作	コンピュータ制御式
	③ 現金取扱額	64,276,100円/年 (日平均額約238,060円)
	④ 納付書払い	361,271,050円/年

(業務の範囲)

第2条 業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) ごみ焼却処理施設

ア 次に掲げる設備の運転操作、保守点検 (日常、月例等)、調整、修繕、点検記録、サンプル採取等を実施すること。

- ① 受入供給設備
- ② 燃焼設備
- ③ 燃焼ガス冷却設備
- ④ 排ガス処理設備
- ⑤ 給排水設備
- ⑥ 排水処理設備
- ⑦ 余熱利用整備
- ⑧ 通風整備 (煙突設備を含む。)
- ⑨ 灰出設備 (貯留サイロ、貯留バンカーを含む。)
- ⑩ 灰処理設備 (貯留バンカーを含む。)
- ⑪ 雑設備
- ⑫ 電気・計装設備 (発電設備を含む)
- ⑬ 建築設備 (生活用水受水槽、生活用水高架水槽、プラント用水受水槽を含む)

イ 運転条件及び維持管理条件

別紙1のとおり

ウ 設備概要及び点検項目

別紙2のとおり

(2) 粗大ごみ処理施設

ア 次に掲げる施設の運転操作、保守点検 (日常、月例等)、調整、修繕、点検記録等を実施すること。

- ① 受入供給設備
- ② 破碎設備
- ③ 選別設備
- ④ 搬送設備
- ⑤ 集じん設備

- ⑥ 電気・計装設備
- ⑦ 建築設備
- イ 運転及び維持管理条件  
別紙3のとおり
- ウ 設備概要及び点検項目  
別紙4のとおり
- (3) 最終処分場
  - ア 業務内容  
別紙5のとおり
- (4) リサイクルセンター
  - ア 業務内容  
別紙6のとおり
- (5) 車両計量施設
  - ア 業務内容  
別紙7のとおり
- (6) 甲の休業日及び夜間の施設管理
  - ① 火元責任者を選任し、火気の始末を徹底して、火災の防止に努めること。
  - ② 施設の機器、備品、工具等の紛失及び無断侵入者がいないよう努めること。
  - ③ 門扉の開閉は、基本的に午前7時に開け、午後6時30分に閉めること。
  - ④ 照明の点灯は、節電に努め、自動点灯する照明についても、点灯時間、消灯時間に注意して調節を行うこと。(組合管理部分を除く)
- (7) 施設の清掃
  - ① 管理棟及び甲が貸与している事務室、通路、階段、トイレ等は清掃員により、日常清掃すること。
  - ② 工場棟内の各設備、各装置、通路、階段(手すりを含む)を定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。
  - ③ 管理棟及び工場棟の弾性床材部分について、4ヶ月に1回洗浄、水性ワックス仕上げすること。(2,023㎡)
  - ④ 管理棟及び工場棟の窓ガラスについて、4ヶ月に1回清掃すること。  
(746㎡・足場不要)
- (8) 薬剤、消耗品類、支給物件等の管理
  - ① 業務に要する燃料、薬剤、消耗品、部品、材料、油脂類の管理、在庫確認及び受入時の立会を行うこと。
  - ② 乙の責任において、支給物件を適正に管理すること。
  - ③ 運転データ、点検記録表等の帳票類を適正に管理すること。
- (9) エアコン点検
  - ① フロン排出抑制法に基づき3ヶ月に1回(年4回)点検し記録管理を実施すること。
- (10) その他業務
  - ① 大型連休、盆、年末年始等、搬入車両により、酒々井リサイクル文化センター前の町道が渋滞することが予想される期間の、一般公道での搬入車両の交通整理業務(年間5日程度)

(業務従事者名簿等の提出)

第3条 乙は、業務従事者の役職(担当)、氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号を記載した業務従事者名簿及び第4条に規定する資格取得者名簿を甲に提出すること。

なお、新たに本業務を受注した者は、契約締結後速やかに、技能習得の為、酒々井リサイクル文化センターに従事させようとする者の名簿及び技能習得計画書を作成し、甲に提出するものとする。

(有資格者等の配置)

第4条 乙は、次の資格を有する者を配置し、必要ならば、作業主任者、取扱責任者を選任すること。

- (1) ごみ処理施設技術管理士

- (2) 最終処分場技術管理士
- (3) 破砕・リサイクル施設技術管理士
- (4) ボイラー・タービン主任技術者（第2種以上）業務内容 別紙8のとおり
- (5) 電気主任技術者（第3種以上）業務内容 別紙8のとおり
- (6) ボイラー技士（ボイラー運転時は、場内にボイラー作業に取り掛かることができる1級以上の者を配置すること。）
- (7) ボイラー取扱作業主任者 業務内容 別紙9のとおり
- (8) 第一種圧力容器取扱作業主任者 業務内容 別紙10のとおり
- (9) 天井クレーン運転士、又は天井クレーン運転特別教育修了者
- (10) 危険物取扱者（甲種または乙種第4類）
- (11) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
- (12) 特定化学物質等作業主任者技能講習修了者
- (13) アーク溶接特別講習修了者
- (14) ガス溶接技能講習修了者
- (15) 電気工事士又は、同等の知識と経験を有する者
- (16) 圧力容器取扱作業主任者技能講習修了者
- (17) フォークリフト運転技能講習修了者
- (18) ショベルローダ等運転資格講習修了者
- (19) 車両系建設機械運転技能講習修了者
- (20) その他業務の履行上法令に定められた有資格者

2 前項各号に掲げる資格については、複合資格者を認める。

#### （施設保全の職務）

第5条 乙は、保守点検技術員に、施設の点検を継続して行わせ、常に施設を正常な状態に保つこと。

- 2 乙は、定期的又は必要に応じ専門的な技術者に施設の点検を行わせ、甲が行う整備工事計画立案に必要な施設調査状況の提出をすると共に、施設調査状況に基づく整備工事費の見積等、甲の工事費積算に必要な情報を提供すること。
- 3 乙は、専門的な技術者を、甲が発注する施設の整備工事又は補修工事に立会わせ、工事部分及び関係部分の状況を調査し、次期整備工事計画の参考となる情報収集を実施すること。
- 4 乙は、保守点検時に発見した故障箇所等が、本契約による業務委託の範囲内で復旧できないとき又は部品類が必要なときは、工事又は部品購入に必要な見積等、甲の工事費積算に必要な情報を提供すること。
- 5 乙は、最終処分場の境界フェンスに異常がないか月1回以上点検し、簡易的なものは補修を行い、補修前、補修後の写真撮影及び報告書を提出すること。
- 6 最終処分場の埋立状況を把握するため、定点（6箇所）からの写真撮影及び報告書を提出すること。（月1回）
- 7 場内の誘導ラインに異常がないか点検し補修すること。
- 8 飛灰貯留サイロ、焼却残渣貯留バンカー、ストックヤードの貯留量を管理し、報告を甲に行い、搬出予定に合わせた管理を行うこと。（毎日）

#### （業務従事者の交替）

第6条 乙は、業務従事者の変更が必要なときは、原則として20日前までに有資格者証の写しを添えて甲に提出すること。

- 2 乙の業務従事者が交替するときは、十分な実務引継ぎ期間をもって交替すること。

#### （業務従事者の服装）

第7条 乙は、業務従事者に安全かつ清潔な統一した服装を着用させ、名札により業務従事者であることを明らかにすること。

- 2 業務従事者は、作業上義務付けられた安全用具、ヘルメット、防じんマスク、ゴーグル、墜落制止器具、作業服、作業靴（安全靴）等を使用し又は着用すること。
- 3 計量業務に従事する者は、搬入者に不快感を与えない服装をすること。

## 第2章 業務内容

(維持管理業務内容)

第8条 業務の内容については、次のとおりとする。

(1) 適用範囲

本業務は、ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及び最終処分場、リサイクルセンター、車両計量施設の維持管理に係る一般的なものについて定めるものであり、本仕様書に明記なき事項であっても、施設の良好な運転を維持するために必要な事項について、乙は、甲と協議して必要な処置を講じること。

(2) 管理

業務において、責任者等を選任し、あらゆる状態に対処すること。また、業務に関する従事者の監督については、乙が全責任を負うものとする。

(3) 安全衛生

業務に関する運転及び保守点検は、労働安全衛生法等の関係諸法令に基づき従事者の安全と健康を確保するよう努めること。特に次の作業については、十分安全に留意すること。

- ① 酸素欠乏及び有害ガス発生場所における作業
- ② 薬剤等の取扱作業
- ③ 高所作業
- ④ 電気作業
- ⑤ 高温、高圧作業
- ⑥ 粉じん等の発生場所における作業
- ⑦ 回転機器の取扱い作業
- ⑧ 作業用重機等の取扱い作業

2 業務に関する機器及び装置に共通する作業内容は、次のとおりとする。

(1) 機器、装置、操作盤及び装置回り床、排水溝等の清掃

(2) 施設の巡回点検、記録

(3) プラント設備全体の4S（整理・整頓・清掃・清潔）作業実施

(4) 日常点検内容

- ① 「ごみ焼却処理施設取扱説明書」、「粗大ごみ処理施設取扱説明書」、保安規程、各種機器取扱説明書に基づき実施すること。

(5) 薬剤補充

(6) 電気保安内容

- ① 保安規定に基づく電気設備の点検（電気主任技術者の職務を含む。）
- ② 非常用発電機の定期的な試運転
- ③ 停電及び電気事故に対する訓練

(7) 乙は、電気事故または、その他災害が発生したときの措置について、計画を定めて随時実地指導訓練を行うこと。

(8) 各機器の運転周期に伴う切替運転及び試運転

(9) クレーン、ボイラー及び圧力容器、地下タンク（消防設備）等の月例点検

(10) 保安規程に基づく定期巡視点検、精密点検測定及び立会

(11) 定期点検時及び停止時（故障時を含む。）における負荷の切替え作業

(12) 機器停止期間中の点検整備、清掃及び各種保安装置等の確認試験を行い、常に運転可能な状態に保持すること。

(13) 薬剤及び油脂類等の在庫を確認し、関係業務に支障がないように受入れについて甲に連絡、協議すること。

(14) 甲が行う補修工事、整備工事時には、運転計画書に基づいて点検、整備、清掃を行うこと。

(15) 異常時においては、適正な処置を講じ、甲と常に密接に連絡をとること。

(16) 日誌、月報、各種報告書等及びその他関係書類の作成と提出

- ア ごみ焼却処理施設運転日誌
- イ 保守点検日誌
- ウ 粗大ごみ処理施設日誌
- エ 最終処分場日誌
- オ 計量棟日誌
- カ リサイクルセンター日誌
- キ 発電用ボイラー保安日誌
- ク 発電用タービン保安日誌
- ケ 業務実績報告書
- コ 保守点検業務報告書
- サ 運転月報
  - ① 焼却炉運転状況及び粗大ごみ処理施設ユーティリティー
  - ② B～C炉ユーティリティー
  - ③ D炉ユーティリティー
  - ④ 蒸気関係
  - ⑤ 電力関係
  - ⑥ 焼却量及び炉頂等
  - ⑦ 排ガス分析
- シ 運転業務作業予定表
- ス 事故・故障報告書

(17) 法定検査に係る検査機関の選定、停止日設定(経済産業省産業保安監督部管轄設備)、検査日設定(厚生労働省労働局労働基準監督署管轄設備)、検査申請、検査官送迎、検査用書類作成等においては、甲に連絡、協議を行い、適切に実施すること。

特に停止日や検査日においては有効期限等を超過しない様、甲に連絡、協議を行い、適切に設定すること。

(18) 水道法施行規則第55条(管理基準)に基づく法定自主整備

ア 生活用受水槽・生活用水高架水槽・プラント用水受水槽の法定自主整備を行うこと、又整備実施日程については、甲に連絡、協議を行い整備報告書を提出すること。

(19) その他、上記に関連する業務

### 3 施設整備に関する記録の整理

(1) 整備工事の実施に関する記録、整理

(2) 法定点検記録など、施設運営に必要不可欠な事項の記録、整理

(業務従事時間等)

第9条 各業務の従事時間は次の各号のとおりとする。

(1) ごみ焼却処理施設

24時間稼働とする。

ただし、正、副責任者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者、保守点検技術員等については日勤とする。

(午前8時30分から午後5時15分・休憩60分を含む)

(2) 粗大ごみ処理施設

日勤とする。(午前8時30分から午後5時15分・休憩60分を含む)

(3) 最終処分場

日勤とする。(午前8時30分から午後5時15分・休憩60分を含む)

(4) リサイクルセンター

日勤とする。(午前9時00分から午後4時15分・休憩60分を含む)

(5) 車両計量施設

日勤とする。(午前8時30分から午後5時15分・休憩60分を含む)

(6) 施設の休止期間

ア ごみ焼却処理施設

通年連続運転を原則とする。(全炉停止期間を除く)

- イ 粗大ごみ処理施設
  - 土、日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）
  - ただし、別紙3・1（2）搬入量及び搬入日、イ・ウ・オ・ケ・コに記載されている事項については、業務に支障を来たさぬ人員を配置すること。
- ウ 最終処分場
  - 土、日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）
  - ただし、別紙5・1（2）搬入量及び搬入日、ア・イ・オに記載されている事項については、業務に支障を来たさぬ人員を配置すること。
- エ リサイクルセンター
  - 土、日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）
- オ 車両計量施設
  - 土、日曜日・年末年始（12/31～1/3）
  - 1月4日が土曜日の場合は臨時受入
  - ただし、別紙7・1（1）計量業務の実施日及び時間、イに記載されている事項については、業務に支障を来たさぬ人員を配置すること。
- カ なお、甲の指示があった場合又は災害発生時は、上記の限りではない。  
（年間10日以内とし、それを超える場合は甲乙協議とする。）

1 特記仕様書 第1章 業務概要 第2条 (1) ごみ焼却処理施設 イ 運転及び維持管理条件は、次のとおりとする。

- (1) ごみピット直接投入ごみの受入日及び受入時間
  - ア 受入日
    - ① 月曜日から金曜日 (12/31~1/3の年末年始を除く)
    - ② 毎年5月の「ごみゼロの日」(雨天の場合、延期又は中止有)
    - ③ 毎年12月29・30日の臨時受入 (例外により減少有)
  - イ 受入時間
    - 午前8時30分から午後5時まで (搬入時間超過有)
  
- (2) ごみピットの管理
  - ア 粗大ごみ処理施設及び可燃性粗大ごみ処理設備 (2軸剪断式破砕機) から送られてくる可燃物の落ち口付近に堆積した可燃物を、随時移動させ破砕作業に支障をきたさぬよう管理すること。
  - イ ごみピットに直接投入された可燃ごみと、粗大ごみ処理施設及び可燃性粗大ごみ処理設備から送られてきた可燃物を、安定燃焼できるよう十分に攪拌すること。
  
- (3) プラットホームの管理
  - ア 焼却施設の各プラットホームに散乱、堆積したごみを除去し、日常清掃し常に清潔に保つこと。
  - イ 許可業者が搬入するビン、缶の混合ごみをプラットホームに設置されたコンテナに積み込み指定の場所まで移動させること。
  
- (4) ごみ焼却処理施設運転時間
  - ア 24時間連続運転
  
- (5) 一系列連続運転日数及び年間稼働率
  - ア 60日以上/炉・回 (基本)・50% (180日) /年・炉
  
- (6) 可燃ごみ搬入量 (令和5年度実績)
  - ア 直接ピット投入量 44,795 t /年 (搬入日数約260日/年)
  - イ 動物 (犬、猫等) 123匹/年
  - ウ 粗大ごみ処理施設及び可燃性粗大ごみ処理設備 (2軸剪断式破砕機) からの搬入量 2,438 t /年
  
- (7) 焼却処理量 (令和5年度実績)
  - ア 48,956 t /年 (焼却稼働日数 348 日/年)
  - イ 141 t /日 (平均)
  - ウ 各炉の定格処理能力を超過することがないよう管理すること。

(8) ごみ質の性状 (令和5年度測定値平均)

全水分 (%)	47.38
全灰分 (%)	3.73
全可燃分 (%)	48.90
低位発熱量 (kJ/kg) 実測値	9460
単位容積重量 (kg/m <sup>3</sup> )	149

## (9) 元素分析値 (令和5年度測定値平均)

元素名	C 炭素	H 水素	N 窒素	S 可燃性硫黄	Cl 可燃性塩素	O 酸素
測定値 (%)	27.38	3.83	0.37	0.03	0.29	16.99

## (10) 大気排出基準 (全炉対象・地元協定基準等)

項目	排出基準
ばいじん量	0.04g/m <sup>3</sup> (N)
塩化水素	120ppm
窒素酸化物	150ppm
硫黄酸化物	50ppm
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> (N)
一酸化炭素	100ppm
全水銀濃度	50ppm

※ 値は酸素濃度12%換算値

## (11) 水質排出基準値

項目	単位	排出基準
水素イオン濃度(pH)	pH	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	20
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	—
浮遊物質(S S)	mg/L	40
シアン化合物	mg/L	検出されないこと
鉛及びその化合物	mg/L	0.1
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.01
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	3000
亜鉛含有量	mg/L	1
銅含有量	mg/L	1
ホルマリン抽出物質含有量	mg/L	—
不揮発性鉱物油類	mg/L	3
不揮発性動植物油脂類	mg/L	5
六価クロム化合物	mg/L	0.05
窒素含有量(全窒素)	mg/L	15
ケルダール窒素	mg/L	—
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	—
燐含有量(全りん)	mg/L	1
有機燐化合物	mg/L	検出されないこと
砒素及びその化合物	mg/L	0.05
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと
フェノール類含有量	mg/L	0.5
溶解性鉄含有量	mg/L	5



溶解性マンガン含有量	mg/L	5
クロム含有量	mg/L	0.5
ふっ素及びその化合物	mg/L	8
トリクロロエチレン	mg/L	0.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3
四塩化炭素	mg/L	0.02
ジクロロメタン	mg/L	0.2
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02
ベンゼン	mg/L	0.1
チウラム	mg/L	0.06
シマジン	mg/L	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.2
セレン及びその化合物	mg/L	0.1
ほう素及びその化合物	mg/L	10
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	100
アンモニウム態窒素	mg/L	—
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5

(12) 燃焼管理

- ア 燃焼温度は800度以上で管理すること。
- イ 一酸化炭素は50ppm以下を目標値として管理すること。
- ウ 各炉の定格処理能力を超過することがないように管理すること。

(13) 触媒反応塔入出差圧

- ア 0.6kPa以下で管理すること。

(14) 騒音

- ア 騒音規制法に基づく第3種区域の基準を準用し、管理すること。

(15) 振動

- ア 振動規制法に基づく第2種区域の基準を準用し、管理すること。

(16) 電気

- ア 甲の契約電力量を超過しないように管理すること。
- イ 節電に努め、購入電力量を年間300,000KWh以内で管理すること。
- ウ 効率よく発電を行い、売却電力量を年間3,000,000KWh以上で管理すること。
- エ 乙の管理責任に起因する理由により、上記の管理条件を満たせなかった場合の甲の損失については乙が負担すること。
- オ 購入電力量及び、売却電力量に係る資料（計画含む）について、甲が求めるとき提出をすること。

(17) 交通整理

ア 大型連休、盆、年末年始等、ごみ搬入車両により、酒々井リサイクル文化センター前の町道が渋滞することが予想される場合、一般公道での搬入車両の交通整理をおこなうこと。(年間5日程度)

警備会社警備員 4名×5日

乙の業務従事者 4名×5日

(18) 技術指導等

ア 業務についての技術指導及び教育は、現在甲が委託するごみ処理施設等管理業務の委託会社から受けるものとする。

イ 次の本業務の契約時(令和10年度事業分)において、乙以外の業者が本業務を受注した場合は、業務履行に支障をきたさぬよう、技術指導及び教育を、乙が責任を持って行うものとする。

1 特記仕様書 第1章 業務概要 第2条(1)ごみ焼却処理施設の設備概要及び点検項目は、次のとおりとする。

## (1) 設備概要

## ア 既設棟

設備名	機器概要	数量	備考
受入供給設備	ごみクレーン(クラブバケット付天井走行クレーン)	2基	吊上加重 3.92 t
	可燃性粗大ごみ破砕機 (二軸せん断式)	1基	
	消臭剤・殺虫剤噴霧装置	2基	
	その他受入供給設備に関する機器	1式	
燃焼設備	給じん装置 (2軸スクリュウ式)	2基	B1基、C1基
	焼却炉 (旋回流型流動床)	2基	B1基、C1基
	助燃バーナー	2基	B1基、C1基
	砂循環エレベーター	2基	B1基、C1基
	不燃物取出コンベヤ	2基	B1基、C1基
	不燃物振動篩	2基	B1基、C1基
	重油タンク	1基	
	その他燃焼設備に関する機器	1式	
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ (水管式自然循環型ボイラ)	1基	B
	廃熱ボイラ (水管式一部強制自然循環型ボイラ)	1基	C
	エコマイザー (ベアチューブ式)	1基	C
	ボイラー灰コンベヤ	5基	B1基、C4基
	ボイラ給水ポンプ	5基	B3基、C2基
	ボイラ循環ポンプ	2基	C
	脱気器給水ポンプ	2基	C
	清缶剤注入ポンプ	4基	B2基、C2基
	脱酸剤注入ポンプ	4基	B2基、C2基
	保缶剤注入ポンプ	1基	
	連続ブロー装置	2基	B1基、C1基
	No.1・2 高圧蒸気溜め	各1基	
	No.1 低圧蒸気溜め	1基	
	No.1・2 復水タンク	各1基	
	その他燃焼ガス冷却設備に関する機器	1式	
排ガス処理設備	ろ過式集じん装置 (バグフィルター)	2基	B1基、C1基
	脱塩装置 (乾式活性炭入消石灰噴霧式)	2基	B1基、C1基
	触媒活性促進剤供給装置 (間接蒸気加熱式)	2基	B1基、C1基
	排ガス冷却器 (チューブ式)	2基	B1基、C1基
	触媒反応塔 (触媒段数2段)	2基	B1基、C1基
	消石灰サイロ	1基	

	その他排ガス処理設備に関する機器	1 式	
給排水設備	機器冷却水ポンプ	2 基	
	処理水ポンプ	2 基	
	生活用水揚水ポンプ	2 基	
	機器冷却水冷却塔	1 基	
	消火設備（屋内消火栓ポンプ）	1 式	
	その他給排水設備に関する機器	1 式	
排水処理設備	有機系排水移送ポンプ	2 基	
	無機系排水移送ポンプ	2 基	
	曝気ブロワ（ロータリーブロワ）	3 基	
	ごみ汚水噴霧ポンプ	2 基	B1 基、C1 基
	ごみ汚水ろ過器	2 基	B1 基、C1 基
余熱利用設備	冷却水ポンプ（不燃物排出装置）	2 基	B1 基、C1 基
	冷却水ポンプ（ボイラ灰コンベヤ）	1 基	C
	給湯用循環ポンプ（1 次・2 次）	4 基	
	冷却水循環ポンプ	1 基	
	プラザ給湯用ストレージタンク	1 基	
	温水槽	1 基	
	その他余熱利用設備に関する機器	1 式	
通風設備	押込送風機（ルーツブロワ）	4 基	B2 基、C2 基
	二次送風機（ターボブロワ）	2 基	B1 基、C1 基
	誘引送風機（ターボブロワ）	2 基	B1 基、C1 基
	ノズル冷却ファン	2 基	B1 基、C1 基
	バーナー送風機	2 基	B1 基、C1 基
	アトマイズファン	2 基	B1 基、C1 基
	その他通風設備に関する機器	1 式	
灰出し設備	不燃物搬送装置（No. 0～No. 3 コンベヤ）	各 1 基	
	集合灰コンベヤ	1 基	
	ダストトランスミッター（飛灰・場内集じん）	2 基	B/C1 基、 集じん灰 1 基
	ダスト定量供給装置	1 基	
	飛灰サイロ	1 基	
	不燃物バンカ	1 基	
	その他灰出し設備に関する機器	1 式	
雑設備	計装用空気圧縮機（空冷スクルー式）	2 基	
	雑用空気圧縮機（空冷スクルー式）	2 基	
	場内集じん装置（バグフィルター式）	1 基	
	真空掃除機（真空吸引式）	1 基	
	その他雑設備に関する機器	1 式	
電気計装設備	第一変電設備	1 式	
	排ガス分析計（HC1 計、CO 計、3 成分分析計）	各 1 基	

	排ガス分析計 (HC1 計、4 成分分析計)	各 2 基	
	非常用発電機 (ブラシレス同期発電機)	1 基	
	その他電気計装設備に関する機器	1 式	
建築設備	建築設備に関する機械、電気機器	1 式	
	生活用水受水槽	1 基	
	生活用水高架水槽	1 基	
その他	増設棟、粗大ごみ処理施設、コミュニティプラザ 園芸施設と関連する蒸気、給水排水配管設備	1 式	

## イ 増設棟

設備名	機器概要	数量	備考
受入供給設備	ごみクレーン (クラブバケット付天井走行クレーン)	2 基	吊上加重 4.20 t
	可燃性粗大ごみ破砕機 (二軸せん断式)	1 基	
	脱臭装置	1 基	
	脱臭用送風機(ターボブロワ)	1 基	
	その他受入供給設備に関する機器	1 式	
燃焼設備	給じん装置 (2 軸スクリュウ式)	1 基	
	焼却炉 (旋回流型流動床)	1 基	
	助燃バーナー	1 基	
	砂循環エレベーター	1 基	
	不燃物排出装置	1 基	
	砂分級装置	1 基	
	二重ケーシング用送風機(ターボブロワ)	1 基	
	重油タンク	1 基	
	その他燃焼設備に関する機器	1 式	
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ (水管式自然循環型ボイラ)	1 基	
	エコノマイザー (ベアチューブ式)	1 基	
	ボイラ給水ポンプ	2 基	
	脱気器給水ポンプ	2 基	
	清缶剤注入ポンプ	2 基	
	脱酸剤注入ポンプ	2 基	
	保缶剤注入ポンプ	1 基	
	連続ブロー装置	1 基	
	純水装置	1 式	
	No. 3 高圧蒸気溜め	1 基	
	No. 2 低圧蒸気溜め	1 基	
	No. 3 復水タンク	1 基	
	低圧蒸気復水器	1 式	
	タービンバイパス装置	1 式	
	その他燃焼ガス冷却設備に関する機器	1 式	
排ガス処理設備	集じん装置 (バグフィルター式)	1 基	

	脱塩装置（乾式活性炭入消石灰噴霧式）	1基	
	触媒活性促進助剤供給装置（間接蒸気加熱式）	1基	
	排ガス冷却器（チューブ式）	1基	
	触媒反応塔（触媒段数3段）	1基	
	その他排ガス処理設備に関する機器	1式	
給排水設備	No.1 機器冷却水ポンプ	2基	
	No.2 機器冷却水ポンプ	2基	
	生活用水揚水ポンプ	2基	
	プラント用水揚水ポンプ	2基	
	再利用水揚水ポンプ	2基	
	井戸ポンプ	1基	
	井水ろ過装置	1基	
	No.1・2 機器冷却水冷却塔	各1基	
	消火設備（屋内消火栓ポンプ）	1式	
	その他給排水設備に関する機器	1式	
排水処理設備	有機系排水処理設備	1式	
	無機系排水処理設備	1式	
	曝気ブロワ（ロータリーブロワ）	2基	
	攪拌ブロワ（ロータリーブロワ）	2基	
	ごみ汚水噴霧ポンプ	2基	
	ごみ汚水ろ過器	1基	
余熱利用設備	発電設備（復水式タービン）	1式	6.6kV*2.500kW
	温水ボイラー（熱交換器内蔵型）	1基	
	タービン排気安全弁	1基	
	給湯循環ポンプ	2基	
	その他余熱利用設備に関する機器	1式	
通風設備	押込送風機（ルーツブロワ）	1基	
	二次送風機（ターボブロワ）	1基	
	誘引送風機（ターボブロワ）	1基	
	白煙防止用送風機（ターボブロワ）	1基	
	減温塔	1基	
	減温塔灰排出装置	1基	
	その他通風設備に関する機器	1式	
灰出し設備	灰処理設備（キレート処理）	1式	
	不燃物搬送装置（No.1～No.3 コンベヤ）	各1基	
	No.1 ダスト搬送装置	各1基	
	ダスト解砕機（ハンマークラッシャー式）	1基	
	ダストトランスミッター（空気輸送）	1基	
	ダスト定量供給装置	1基	
	飛灰貯留槽	1基	
	不燃物バンカ	2基	

	鉄類バンカ	2基	
	処理品バンカ	2基	
	その他灰出し設備に関する機器	1式	
雑設備	計装用空気圧縮機（水冷スクリー式）	2基	
	雑用空気圧縮機（水冷スクリー式）	2基	
	計装用空気除湿器	1基	
	雑用空気除湿器	1基	
	場内集じん装置（バグフィルター式）	1基	
	点検用集じん装置（バグフィルター式）	1基	
	自動窓洗浄装置	1基	
	真空掃除機（真空吸引式）	1基	
	その他雑設備に関する機器	1式	
電気計装設備	高圧受電設備（受電 6600V 1100kW） （第一、第二、第三変電所に送電）	1式	
	排ガス分析計（HC1計、4成分分析計）	各1基	
	非常用発電機（ブラシレス同期発電機）	1基	
	その他電気計装設備に関する機器	1式	
建築設備	建築設備に関する機械、電気機器	1式	
	生活用水受水槽	1基	
その他	既設棟と関連する蒸気・給水排水配管設備	1式	

## （2）点検項目

### ア 既設棟

#### 受 入 供 給 設 備

機器名称	点検箇所	点検時期		点検項目	備考
		週 間	月 間		
可燃性粗大ごみ 破砕機	本体,油圧機器配管	○		変形、油漏れ・振動・異音	
	軸受・Fローラー軸受		○	異音	
同上油圧ユニット	タンク		○	油量・油漏れ	
	電動機	○		異音・振動・電圧・電流値	
投入コンベア	駆動機・ケーシング		○	異音・振動・腐食	
	コンベアチェーン	○		張り具合・振動	
No.1・2破砕物コンベア	駆動機・ケーシング	○		異音・振動・腐食	
	ローラー・チェーン・ベルト		○	摩耗、蛇行・磨耗	
No.1・2破砕物コンベア	駆動機・ケーシング	○		異音・振動・腐食	
	キャタピラー、ローラー		○	ピンの脱落・張り、磨耗	
ごみ投入扉	扉、開閉表示灯	○		開閉動作、ランプ切れ	
	空気圧ユニット		○	油量・エアータンク	
消臭薬液噴霧装置	噴霧ノズル、配管	○		詰まり・破損	
	ポンプ&モータ		○	異音・ベルトの張り・吐出圧力	
殺虫薬液噴霧装置	噴霧ノズル、配管	○		詰まり・破損	

	ポンプ&モータ		○	異音・ベルトの張り・吐出圧力	
ごみクレーン	走行レール		○	摩耗・変形・ボルトの緩み	
	横行レール		○	摩耗・変形・ボルトの緩み	
	走行機械		○	モータの異音・発熱	
				減速機の異音・油漏れ	
	横行機械		○	モータの異音・発熱	
				減速機の異音・油漏れ	
	巻き上げ機械		○	モータ・減速機の異音・発熱	
				ブレーキドラム・ワイヤロープの摩耗	
	フォークバケット	○		油漏れ・ボルトの緩み・作動状態	
吊具等の摩耗・変形					
走行給電関係		○	キャリヤー・ケーブルの摩耗		
横行給電関係		○	キャリヤー・ケーブルの摩耗		
全般エアーカーテン		○	変形、腐食、振動		

燃 焼 設 備
---------

機器名称	点検箇所	点検時期		点検項目	備考
		週 間	月 間		
給じん装置	電動機・変速機	○		給油状態・異音	(B C)
	スプロケット、シールブラシ	○		摩耗・変形	
	伝動チェーン	○		給油状態・異音	
	スクリュー・ケーシング		休炉時	摩耗・変形	
	ごみ投入ホッパー	○		摩耗・変形	
同上油圧ユニット	本体・油圧配管		○	油量・油漏れ・温度	(B C)
	油ポンプ・圧力計	○		異音・振動	
掻取機	駆動機・電動チェーン		○	異音・振動・張り・給油状態	(B C)
	軸受け	○		異音・きしみ・温度測定	
	スプロケット、ケーシング		○	摩耗、腐食・ゴミ洩れ	
	スクリュー・スライドプレート		休炉時	摩耗・変形	
同上プッシャー	油圧・軸受シリンダー	○		異音・作動確認	(B C)
	ケーシング・プッシャ		○	腐食・変形	
遮断弁	軸受シリンダー		○	給油状態	(B C)
	リミットSW	○		作動状態	
焼却炉	炉体・炉床・温度計		○	表面塗装状態・腐食・歪み	(B C)
	炉頂注水ノズル	○		冷却状態・腐食・詰まり	
	汚水噴霧ノズル	○		冷却状態・腐食・詰まり	
重油移送ポンプ 昇温中のみ運転	本体		使用時	異音・漏れ・絶縁状態	
	圧力計		使用時	吐出・作動状態	
サービスタンク	本体・圧力計		○	漏れ・腐食・汚れ	
重油噴霧ポンプ 昇温中のみ運転	本体		使用時	異音・漏れ・絶縁状態	
重油バーナー 昇温中のみ運転	圧力計		使用時	吐出・作動状態	
	main、pilot ノズル		使用時	詰まり	(B C)
	火炎検出器		使用時	汚れ	
配管		使用時	漏れ		



	各圧力計・圧力 SW	使用時		作動状態	
重油タンク	本体		○	油漏れ	
	レベル計	○		作動状態 (検尺棒との差)	
プロパンボンベ	配管		○	漏れ	
	全般	○			
砂循環エレベーター	電動機・減速機		○	異音・油量	(B C)
	伝導チェーン	○		摩耗・張り	
	バケット・チェーン		○	脱落・変形・磨耗・伸び	
	スプロケット、逆転防止装置		○	摩耗、変形	
	ケーシング	○		変形・腐食・漏れ	
砂投入弁	投入機器・配管	○		作動状態	(B C)
砂貯留槽	本体		○	砂量確認・漏れ	(B C)
不燃物取出コンベヤ	減速機・水冷ジャケット		○	異音・油量・漏れ	(B C)
	伝導チェーン		○	摩耗・張り・給油状態	
	スプロケット		○	摩耗	
	スクリュー	○		摩耗・変形	
	軸封装置	○		異音・油量	
不燃物振動篩	エキスパンション		○	緩み・破れ	(B C)
	各ボルト・金具	○		緩み・脱落	
	歯歯・金網・パッキン	○		摩耗・損傷	
	ケーシング		○	摩耗・変形・漏れ	

燃焼ガス冷却設備
----------

機器名称	点検箇所	点検時期		点検項目	備考
		週 間	月 間		
廃熱ボイラー	安全弁・C/V・配管	○		蒸気漏れ	(B C)
	水面計・圧力計・水管	○		水位・損傷・作動確認	
エコノマイザー	本体・エキスパンション		○	漏れ・腐食	(C)
エコノマイザー用 ロータリーバルブ	減速機、軸封部	○		摩耗・張り	(C)
	伝導チェーン		○	異音・油量、漏れ	
エコノマイザー用 スクリューコンベヤ	減速機、軸封部	○		摩耗・張り	(C)
	伝導チェーン		○	漏れ・摩耗	
ボイラー灰コンベヤ	減速機・スプロケット	○		異音・油量・磨耗	(B)
	伝導チェーン		○	摩耗・張り	
ボイラー灰下ロータリー バルブ	減速機、軸封部	○		異音・油量、漏れ	(B)
	伝導チェーン		○	摩耗・張り	
C系No.1-1・1-2 ボイラー灰コンベヤ	減速機、軸封部	○		異音・油量、漏れ	(C)
	伝導チェーン		○	摩耗・張り	
C系No.1-1 下・No.1-2 下 ロータリーバルブ	減速機、軸封部	○		摩耗・張り	(C)
	伝導チェーン		○	異音・油量、漏れ	
C系No.2ボイラー灰コンベヤ	減速機、軸封部	○		異音・油量、漏れ	(C)
	伝導チェーン		○	摩耗・張り	
C系No.3ボイラー灰コンベヤ	減速機、軸封部	○		異音・油量、漏れ	(C)
	伝導チェーン		○	摩耗・張り	

燃焼ガス冷却設備

機器名称	点検箇所	点検時期		点検項目	備考
		週 間	月 間		
ボイラー本体(抜き差し式) スートブロー装置	減速機、軸封部		○	異音・油量、ガス・蒸気洩れ	(B C)
	ガイドローラー		○	摩耗・作動状態	
	配管・バルブ	○		エアーク・蒸気漏れ	
ボイラー本体(ロータリー式) スートブロー装置	減速機		○	異音・油量	(C)
	軸封部	○		ガス・蒸気漏れ	
エコマイザー(ロータリー式) スートブロー装置	減速機		○	異音・油量・リミットスイッチ	(C)
	軸封部	○		ガス・蒸気漏れ	
ボイラー給水ポンプ	電動機・ポンプ	○		異音・温度・振動・給油状況	(B C)
	軸受け	○		異常温度・漏れ・シール水	
	圧力計、配管	○		作動確認・漏れ	
ボイラー循環ポンプ	電動機・ポンプ	○		異音・温度・振動・給油状況	(C)
	軸受け	○		異常温度・漏れ	
	圧力計、配管	○		作動確認・漏れ	
No.1・No.2ブロータンク	本体		○	漏れ・腐食	
清缶剤注入ポンプ	本体・配管・圧力計	○		異音・液漏れ・油量・作動確認	(B C)
	駆動部	○		異音・液漏れ	
清缶剤タンク	本体・配管・レベル計	○		腐食・液漏れ・液面確認	(B C)
	攪拌機		○	異音・振動	
脱酸剤注入ポンプ	本体・配管・圧力計	○		異音・液漏れ・油量・作動確認	(B C)
	駆動部	○		異音・液漏れ	
脱酸剤タンク	本体・配管・レベル計	○		腐食・液漏れ・液面確認	(B C)
	攪拌機		○	異音・振動	
保缶剤注入ポンプ	本体・配管・圧力計		使用時	異音・液漏れ・油量・作動確認	(B C)
	駆動部		使用時	異音・液漏れ	
保缶剤タンク	本体・配管・レベル計		使用時	腐食・液漏れ・液面確認	
	攪拌機		使用時	異音・振動	
連続ブロー装置	流量計	○		作動確認(ブロー量)	(B C)
	ボイラー缶水導電率計	○		電極の汚れ	
	ボイラー缶水PH計	○		KCL残液量・電極の汚れ	
	缶水サンプル温度計	○		作動確認	
	冷却水 流量	○		作動確認	
No.1・No.2高圧蒸気溜め	本体		○	漏れ	
	各バルブ	○		グランド蒸気漏れ	
	圧力計・温度計	○		作動確認	
No.1低圧蒸気溜め	本体・減圧弁		○	漏れ・作動確認	
	各バルブ・配管	○		作動確認・蒸気漏れ	
	圧力計・温度計	○		作動確認	
No.1・No.2復水タンク	本体、温度計		○	漏れ・作動確認	
	水面計	○		汚れ・漏れ・水位確認	
脱気器	本体、各バルブ		○	変形、グランド蒸気漏れ	(C)

	温度計・圧力計	○		作動確認	
脱気器給水ポンプ	電動機・ポンプ	○		異音・温度・振動・給油状況	(C)
	軸受け	○		異常温度・漏れ・シール水	
	圧力計、配管	○		作動確認・漏れ	

排ガス処理設備
---------

機器名称	点検箇所	点検時期		点検項目	備考
		週間	月間		
ろ過式集じん器	差圧計、ケーシング	○		作動状態、変形・緩み	(B C)
	パルスバルブ・電磁弁	○		作動状況・漏れ	
	底部ヒーター	○		作動状況	
	排出部ヒーター	○		作動状況	
	バグフィルター		休炉時	詰り、破れ、ダクト	
スクレーパーコンベヤ	減速機、軸封部	○		摩耗・張り	
	伝導チェーン		○	異音・油量、漏れ	
スクリーコンベヤ	減速機、軸封部	○		摩耗・張り	
	伝導チェーン		○	漏れ・摩耗	
スクリーコンベヤ下 ロータリーバルブ	減速機、軸封部	○		摩耗・張り	
	伝導チェーン		○	異音・油量、漏れ	
排ガス冷却器	循環ダンパー	○		開閉状態	(B C)
	大気放出ダンパー	○		開閉状態	
	冷却器・ダクト		○	作動状態	
冷却用送風機	駆動機・温度計		○	異音・振動・温度・歪み	(B)
	軸受け	○		異音・作動確認、歪み	
ロータリーバルブ	減速機、軸封部	○		摩耗・張り	
	伝導チェーン		○	異音・油量、漏れ	
排ガス冷却器用 スクリーコンベヤ	減速機、軸封部	○		摩耗・張り	(B C)
	伝導チェーン		○	漏れ・摩耗	
ダスト払落し装置	駆動機、軸受け	○		異音・作動確認、歪み	(B)
	ダスト払落し用ワイヤ		休炉時	摩耗・損傷、点検口	
消石灰サイロ	バグフィルター		○	詰まり・破れ	(B C)
	払落装置・レベル計		○	作動確認	
消石灰定量供給装置	駆動機・伝動チェーン	○		異音・給油状態、磨耗・張り	(B C)
	スプロケット		○	摩耗	
消石灰切出装置	駆動機・伝動ベルト		○	異音・給油状態、磨耗・張り	(B C)
消石灰供給用ブロワー	駆動機		○	異音・給油状態	(B C)
	ブロワー・伝動ベルト		○	摩耗・張り	
触媒反応塔	ケーシング・点検口		○	漏れ・腐食等	(B C)
	本体		休炉時	詰まり・割れ	
触媒活性促進助剤 気化装置	流量計	○		作動確認	(B C)
	圧力計	○		作動確認	
	電動弁・圧力計	○		作動状態・作動確認	
	配管		○	漏れ	
触媒活性促進助剤	供給ポンプ、圧力計	○		作動状態・作動確認	(B C)

供給装置	貯留槽・配管・レベル計		○	漏れ・腐食・作動確認
------	-------------	--	---	------------

給排水設備
-------

機器名称	点検箇所	点検時期		点検項目	備考
		週間	月間		
生活用水揚水ポンプ	電動機・ポンプ		○	異音・温度・漏れ	
	圧力計	○		作動状態	
機器冷却水ポンプ	電動機・ポンプ	○		異音・温度	
	圧力計・配管	○		作動状態・漏れ	
処理水ポンプ	電動機・ポンプ	○		異音・温度・漏れ	
	圧力計・配管	○		作動状態・漏れ	
機器冷却水冷却塔	電動機・ファン	○		異音・温度・作動状況	
消火設備	消火ポンプ		テスト時	異音・振動	
	軸封部・配管		テスト時	漏れ	
	圧力計		テスト時	吐出圧・作動確認	

排水処理設備
--------

機器名称	点検箇所	点検時期		点検項目	備考
		週間	月間		
有機系汚水移送ポンプ	圧力計・フロートSW	○		作動状態	
	水中ポンプ		○	絶縁状態	
無機系排水移送ポンプ	圧力計・フロートSW	○		作動状態	
	水中ポンプ		○	絶縁状態	
ゴミピット汚水移送ポンプ	圧力計	○		作動状態	(B C)
	水中ポンプ		○	絶縁状態	
ゴミ汚水噴霧ポンプ	圧力計	○		作動状態	(B C)
	水中ポンプ		○	絶縁状態	
ごみ汚水ろ過器	圧力計	○		作動確認	(B C)
	電動機		○	異音・温度	
純水廃液移送ポンプ	バルブ	○		漏れ	
	ポンプ		○	絶縁状態	
No.1曝気ブロー (601A)	圧力計	○		作動確認	
	ベルト		○	異音・張り	
No.3曝気ブロー (603A. B)	圧力計・伸縮継手	○		作動確認	
	ベルト		○	異音・張り	

余熱利用設備
--------

機器名称	点検箇所	点検時期		点検項目	備考
		週間	月間		
給湯循環ポンプ(1次側)	電動機・ポンプ	○		異音・温度・漏れ	
	圧力計	○		作動確認	

給湯循環ポンプ(2次側)	電動機、ポンプ	○		異音・温度、漏れ	
	圧力計	○		作動確認	
熱交換器	本体	○		変形・漏れ	
生活用揚水ポンプ	電動機、ポンプ	○		異音・温度、漏れ	
	圧力計	○		作動確認	
ブラザ給湯用ストレージ タンク	本体	○		変形・漏れ	
	圧力計・温度計	○		作動確認	
冷却水ポンプ	電動機、ポンプ	○		異音・温度、漏れ	
	圧力計	○		作動確認	
温水槽	本体		○	変形・漏れ	
	温度計・水面計	○		作動確認・水位確認・汚れ	
冷却水循環ポンプ	電動機、ポンプ	○		異音・温度・漏れ	
	圧力計	○		作動確認	

通風設備
------

機器名称	点検箇所	点検時期		点検項目	備考
		週間	月間		
押込送風機	本体・電動機	○		異音・振動・温度	(B C)
	圧力計・軸受	○		作動確認・異音	
	油量	○		漏れ・汚れ	
二次送風機	本体・電動機	○		異音・異常温度・振動	(B C)
	軸受・エキスパンション	○		異常温度・緩み・破れ	
誘引送風機	本体・電動機	○		異音・異常温度・振動	(B C)
	軸受	○		振動・異常温度	
ノズル冷却ファン	本体・電動機	○		異音・異常温度・振動	(B C)
	軸受	○		振動・異常温度	
バーナー送風機 昇温中のみ運転	本体・電動機		運転時	異音・振動	(B C)
	軸受		運転時	振動・異常温度	
アトマイズファン	本体・電動機	○		異音・異常温度・振動	(B C)
	軸受	○		振動・異常温度	

灰出設備
------

機器名称	点検箇所	点検時期		点検項目	備考
		週間	月間		
No.0不燃物搬送コンベヤ	電動機・軸受	○		異音・温度・給油	
	チェーン・バケット		○	チェーンの伸び・破損・変形	
No.1不燃物搬送コンベヤ	電動機・軸受	○		異音・温度・給油	
	チェーン・バケット		○	チェーンの伸び・破損・変形	
No.2不燃物搬送コンベヤ	電動機・軸受	○		異音・温度・給油	
	チェーン・バケット		○	チェーンの伸び・破損・変形	
No.3不燃物搬送コンベヤ	電動機・軸受	○		異音・温度・給油	
	チェーン・バケット		○	チェーンの伸び・破損・変形	
集合灰コンベヤ	電動機・軸受	○		異音・温度・給油	

	チェーン・掻き板		○	チェーンの伸び・破損・変形	
飛灰サイロ	バグフィルター		○	作動状態・詰まり	
	エアレーション・減圧弁	○		作動確認・漏れ	
	飛灰排出機		○	作動状態・異音	
	電動機・ヒーター	○		異音・温度・作動状態	
ダストランスミッター (飛灰)	本体		○	漏れ	
	圧力計・ダンパー	○		作動圧力・作動確認	
	灰輸送管	○		ボルトの弛み・漏れ	
ダストランスミッター (場内集じん)	本体		○	漏れ	
	圧力計・ダンパー	○		作動圧力・作動確認	
	灰輸送管	○		ボルトの弛み・漏れ	
不燃物パンカ	本体・レベル計		○	変形・漏れ・腐食	
	シリンダー		○	作動状態	

雑 設 備
-------

機器名称	点検箇所	点検時期		点検項目	備考
		週 間	月 間		
計装用空気圧縮機	圧縮機・電動機		○	異音・温度・振動	
	水面計・圧力計	○		水量・作動確認	
	ドライヤ・除湿器・接触器	○		作動状態	
	フィルター・駆動Vベルト		○	汚れ・張り・摩耗	
雑用空気圧縮機	圧縮機・電動機		○	異音・温度・振動	
	油面計・圧力計	○		油量・作動確認	
	ドライヤ・除湿器・接触器	○		作動状態	
	フィルター・駆動Vベルト		○	汚れ・張り・摩耗	
場内集じん装置	電動機・排風機	○		異音・振動	
	バグフィルター		○	差圧	
	軸受・集じん配管	○		異音・温度・詰まり	
真空掃除機	電動機		○	異音・温度・振動	
	駆動Vベルト・配管		○	異音・張り・詰り	

機器名称	点検箇所	点検時期		点検項目	備考
		週 間	月 間		
電気計装設備	全般	○		異音・振動・漏れ・温度	
建築設備	全般	○		異音・振動・漏れ・温度	
生活用水受水槽	本体	○		変形・漏れ	
	圧力計・温度計	○		作動確認	
生活用水高架水槽	本体	○		変形・漏れ	

イ 増設棟

受 入 供 給 設 備
-------------

機器名称	点検箇所	点検時期	点検項目	備考
------	------	------	------	----

		週間	月間			
可燃性粗大ごみ破砕機	本体,油圧機器配管	○		変形、油漏れ・振動・異音		
	軸受・Fローラー軸受		○	異音		
同上油圧ユニット	タンク		○	油量・油漏れ		
	電動機	○		異音・振動・電圧・電流値		
投入コンベア	駆動機・ケーシング		○	異音・振動・腐食		
	コンベアチェーン	○		張り具合・振動		
No.1・2破砕物コンベア	駆動機・ケーシング	○		異音・振動・腐食		
	ローラー・チェーン・ベルト		○	摩耗、蛇行・磨耗		
No.1・2破砕物コンベア	駆動機・ケーシング	○		異音・振動・腐食		
	キャタピラー、ローラー		○	ピンの脱落・張り、磨耗		
ダンピングボックス	本体、油圧ユニット	○		異音、油量・油漏れ		
ごみ投入扉	扉、開閉表示灯	○		開閉動作、ランプ切れ		
	空気圧ユニット		○	油量・エアータンク		
ごみ投入扉	扉、開閉表示灯	○		開閉動作、ランプ切れ		
	駆動機・転落防止装置		○	異音・振動		
消臭薬液噴霧装置	噴霧ノズル、配管	○		詰まり・破損		
	ポンプ&モータ		○	異音・ベルトの張り・吐出圧力		
殺虫薬液噴霧装置	噴霧ノズル、配管	○		詰まり・破損		
	ポンプ&モータ		○	異音・ベルトの張り・吐出圧力		
脱臭装置	本体		運転時	漏れ・腐食		
	D炉停止間運転		運転時	差圧・汚れ		
脱臭用送風機	本体&モーター		運転時	異音・振動		
	D炉停止間運転		運転時	作動確認		
ごみクレーン	走行レール		○	摩耗・変形・ボルトの緩み		
	横行レール		○	摩耗・変形・ボルトの緩み		
	走行機械			○	モータの異音・発熱	
					減速機の異音・油漏れ	
	横行機械			○	モータの異音・発熱	
					減速機の異音・油漏れ	
	巻き上げ機械			○	モータ・減速機の異音・発熱	
					ブレーキドラム・ワイヤロープの摩耗	
	フォークパケット		○		油漏れ・ボルトの緩み・作動状態	
					吊具等の摩耗・変形	
走行給電関係		○	キャリヤー・ケーブルの摩耗			
横行給電関係		○	キャリヤー・ケーブルの摩耗			
全般エアーカーテン		○	変形、腐食、振動			

燃 焼 設 備
---------

機器名称	点検箇所	点検時期		点検項目	備考
		週間	月間		
給じん装置	電動機・変速機	○		給油状態・異音	
	スプロケット、シールブラシ	○		摩耗・変形	
	伝動チェーン	○		給油状態・異音	
	スクリー・ケーシング		休炉時	摩耗・変形	

	ごみ投入ホッパー	○		摩耗・変形	
同上油圧ユニット	本体・油圧配管		○	油量・油漏れ・温度	
	油ポンプ・圧力計	○		異音・振動	
油冷却装置	クーラー	○		異音・漏れ	
掻取機	駆動機・電動チェーン		○	異音・振動・張り・給油状態	
	軸受け	○		異音・きしみ・温度測定	
	スプロケット、ケーシング		○	摩耗、腐食・ゴミ洩れ	
	スクリュー・スライドプレート		休炉時	摩耗・変形	
同上プッシャ	油圧・軸受シリンダー	○		異音・作動確認	
	ケーシング・プッシャ		○	腐食・変形	
遮断弁	軸受シリンダー		○	給油状態	
	リミットSW	○		作動状態	
焼却炉	炉体・炉床・温度計		○	表面塗装状態・腐食・歪み	
	炉頂注水ノズル	○		冷却状態・腐食・詰まり	
	汚水噴霧ノズル	○		冷却状態・腐食・詰まり	
重油移送ポンプ 昇温中のみ運転	本体		使用時	異音・漏れ・絶縁状態	
	圧力計		使用時	吐出・作動状態	
サービスタンク	本体・圧力計		○	漏れ・腐食・汚れ	
重油噴霧ポンプ 昇温中のみ運転	本体		使用時	異音・漏れ・絶縁状態	
	圧力計		使用時	吐出・作動状態	
重油バーナー 昇温中のみ運転	main、pilot ノズル		使用時	詰まり	
	火炎検出器		使用時	汚れ	
	配管		使用時	漏れ	
	各圧力計・圧力 SW		使用時	作動状態	
重油タンク	本体		○	油漏れ	
	レベル計	○		作動状態（検尺棒との差）	
プロパンポンプ	配管		○	漏れ	
	全般	○			
砂循環エレベーター	電動機・減速機		○	異音・油量	
	伝導チェーン	○		摩耗・張り	
	バケット・チェーン		○	脱落・変形・磨耗・伸び	
	スプロケット・逆転防止装置		○	摩耗、変形	
	ケーシング	○		変形・腐食・漏れ	

燃 焼 設 備
---------

機器名称	点検箇所	点検時期		点検項目	備考
		週間	月間		
砂投入弁	投入機器・配管	○		作動状態	
砂貯留槽	本体		○	砂量確認・漏れ	
砂排出弁	減速機、軸封部	○		摩耗・張り	
	伝導チェーン		○	異音・油量、漏れ	
不燃物排出装置	減速機・水冷ジャケット		○	異音・油量・漏れ	
	伝導チェーン		○	摩耗・張り・給油状態	
	スプロケット		○	摩耗	
	スクリュー	○		摩耗・変形	



	軸封装置	○		異音・油量	
砂分級装置	エキスパンション		○	緩み・破れ	
	各ボルト・金具	○		緩み・脱落	
	楡菌・金網・パッキン	○		摩耗・損傷	
	ケーシング		○	摩耗・変形・漏れ	
二重ケーシング用送風機	駆動部	○		異音・振動	

燃焼ガス冷却設備
----------

機器名称	点検箇所	点検時期		点検項目	備考
		週間	月間		
廃熱ボイラー	安全弁・C/V・配管	○		蒸気漏れ	
	水面計・圧力計・水管	○		水位・損傷・作動確認	
エコマイザー	本体・エキスパンション		○	漏れ・腐食	
ダスト排出装置	伝導チェーン		○	摩耗・張り	
	軸封部・スクリュー	○		漏れ, 摩耗	
ボイラー灰排出弁(1)	本体・シリンダー	○		異音・漏れ	
ボイラー灰排出弁(2)	本体・シリンダー	○		異音・漏れ	
減温塔	本体		○	腐食	
スクリューコンベヤ	本体			腐食	
	電動機・減速機		○	異音・振動	
	軸封部	○		漏れ	
	伝導チェーン		○	摩耗・給油状態	
減温塔灰排出弁	本体・シリンダー	○		異音・漏れ	
ボイラー本体	減速機、軸封部		○	異音・油量、ガス・蒸気洩れ	
スートブロー装置	ガイドローラー		○	摩耗・作動状態	
	配管・バルブ	○		エア・蒸気漏れ	
エコマイザー	減速機		○	異音・油量・リミットスイッチ	
スートブロー装置	軸封部	○		ガス・蒸気漏れ	
減温塔(ロータリー式)	減速機		○	異音・油量	
スートブロー装置	軸封部	○		ガス・蒸気漏れ	
ボイラー給水ポンプ	電動機・ポンプ	○		異音・温度・振動・給油状況	
	軸受け	○		異常温度・漏れ・シール水	
	圧力計・配管	○		作動確認・漏れ	
No.3 ブロータンク	本体		○	漏れ・腐食	
	ブロー冷却器		○	バルブ漏れ	
清缶剤注入ポンプ	本体・配管・圧力計	○		異音・液漏れ・油量・作動確認	
	駆動部	○		異音・液漏れ	
清缶剤タンク	本体・配管・レベル計	○		腐食・液漏れ・液面確認	
	攪拌機		○	異音・振動	
脱酸剤注入ポンプ	本体・配管・圧力計	○		異音・液漏れ・油量・作動確認	
	駆動部	○		異音・液漏れ	
脱酸剤タンク	本体・配管・レベル計	○		腐食・液漏れ・液面確認	
	攪拌機		○	異音・振動	
保缶剤注入ポンプ	本体・配管・圧力計		使用時	異音・液漏れ・油量・作動確認	
	駆動部		使用時	異音・液漏れ	

保缶剤タンク	本体・配管・レベル計	使用時	腐食・液漏れ・液面確認
	攪拌機	使用時	異音・振動
連続ブロー装置	流量計	○	作動確認(ブロー量)
	ボイラー缶水導電率計	○	電極の汚れ
	ボイラー缶水PH計	○	KCL残液量・電極の汚れ
	缶水サンプル温度計	○	作動確認
	冷却水 流量	○	作動確認
	ボイラー給水PH計	○	KCL残液量・電極の汚れ
	給水サンプル温度計	○	作動確認
	冷却水 流量	○	作動確認
純水装置	活性炭ろ過塔	○	漏れ・腐食
	陽・陰イオン交換塔	○	漏れ・腐食
	陰イオン送水ポンプ	○	異音・温度・漏れ
	脱炭酸塔	○	漏れ・腐食
	脱炭酸ファン	○	異音・温度・振動
	圧力計・流量計	○	作動確認
純水タンク	本体・配管・レベル計	○	腐食・液漏れ・液面確認
純水補給ポンプ	電動機・ポンプ	○	異音・振動・漏れ
	配管・圧力計		液漏れ・作動確認
低圧蒸気復水器	電動機・減速機	○	異音・振動・油糧
	駆動部・羽根		○ 異音・振動
	フィンチューブ	○	腐食・漏れ
同上ドレンタンク	本体		○ 漏れ
	水面計・レベル発信器	○	作動確認
	圧力計・温度計	○	作動確認
同上ドレンポンプ	電動機・ポンプ	○	異音・振動・漏れ
	圧力計	○	作動確認
タービンバイパス装置	蒸気コントロール弁	作動時	漏れ・作動確認
	注水コントロール弁	作動時	漏れ・作動確認
起動用エゼクター	本体	使用時	漏れ
	圧力計・各電動弁	使用時	作動確認・漏れ
常用エゼクター	本体		○ 漏れ
	圧力計・各電動弁	○	作動確認・漏れ
No.3高圧蒸気溜め	本体		○ 漏れ
	各バルブ	○	グラント蒸気漏れ
	圧力計・温度計	○	作動確認
No.2低圧蒸気溜め	本体・減圧弁		○ 漏れ・作動確認
	各バルブ・配管	○	作動確認・蒸気漏れ
	圧力計・温度計	○	作動確認
No.3復水タンク	本体、温度計		○ 漏れ・作動確認
	水面計	○	汚れ・漏れ・水位確認
脱気器	本体・各バルブ		○ 変形、グラント蒸気漏れ
	温度計・圧力計	○	作動確認
脱気器給水ポンプ	電動機・ポンプ	○	異音・温度・振動・給油状況
	軸受け	○	異常温度・漏れ・シール水

圧力計、配管	○		作動確認・漏れ
--------	---	--	---------

排ガス処理設備
---------

機器名称	点検箇所	点検時期		点検項目	備考
		週間	月間		
ろ過式集じん器	差圧計、ケーシング	○		作動状態、変形・緩み	
	パルスバルブ・電磁弁	○		作動状況・漏れ	
	底部ヒーター	○		作動状況	
	バグフィルター		休炉時	詰り、破れ、ダクト	
ダスト排出装置	減速機、軸封部	○		摩耗・張り	
	伝導チェーン		○	漏れ・摩耗	
白煙防止用送風機	循環ダンパー	○		開閉状態	
	大気放出ダンパー	○		開閉状態	
	冷却器・ダクト		○	作動状態	
	駆動機・軸受け・温度計		○	異音・振動・温度・歪み	
温風循環装置 炉停止間運転	温風循環ファン		運転時	異音・振動	
	ヒーター		運転時	異常温度	
	圧力計		運転時	作動確認	
	出入口ダンパー		運転時	開閉確認	
消石灰サイロ	バグフィルター		○	詰まり・破れ	
	払落装置・レベル計		○	作動確認	
消石灰定量供給装置	駆動機・伝動チェーン	○		異音・給油状態、磨耗・張り	
	スプロケット		○	摩耗	
消石灰切出装置	駆動機・伝動ベルト		○	異音・給油状態、磨耗・張り	
消石灰供給用ブロワー	駆動機		○	異音・給油状態	
	ブロワー・伝動ベルト		○	摩耗・張り	
触媒反応塔	ケーシング・点検口		○	漏れ・腐食等	
	本体		休炉時	詰まり・割れ	
触媒活性促進助剤 気化装置	流量計	○		作動確認	
	圧力計	○		作動確認	
	電動弁・圧力計	○		作動状態・作動確認	
	配管		○	漏れ	
触媒活性促進助剤 供給装置	供給ポンプ、圧力計	○		作動状態・作動確認	
	貯留槽・配管・レベル計		○	漏れ・腐食・作動確認	

給排水設備
-------

機器名称	点検箇所	点検時期		点検項目	備考
		週間	月間		
生活用水揚水ポンプ	電動機・ポンプ		○	異音・温度・漏れ	
	圧力計	○		作動状態	
No.1・2機器冷却水揚水 ポンプ	電動機・ポンプ	○		異音・温度	
	圧力計・配管	○		作動状態・漏れ	
再利用水揚水ポンプ	電動機・ポンプ	○		異音・温度、漏れ	
	圧力計・配管	○		作動状態・漏れ	

No.1・2 機器冷却水冷却塔	電動機、ファン	○		異音・温度・作動状況	
井戸ポンプ	ポンプ・圧力計・流量計	○		異音・漏れ、作動状態	
井水・雨水ろ過装置	井水ろ過装置	○		作動状態・漏れ	
	雨水ろ過装置	○		作動状態・漏れ	
	Ro装置	○		作動状態・漏れ	
機器冷却水薬注ポンプ	電動機、ポンプ	○		異音・温度・漏れ	
	タンク・配管		○	腐食・漏れ	
プラント用揚水ポンプ	電動機・ポンプ	○		異音・温度、漏れ	
	圧力計・配管	○		作動状態・漏れ	
非常用発電機用冷却水 揚水ポンプ	冷却水冷却塔		○	異音・漏れ	
	冷却水揚水ポンプ		○	異音・温度・漏れ	
非常用発電機用冷却塔	電動機、ファン	○		異音・温度・作動状況	
放水銃ポンプ	本体		テスト時	異音・温度・漏れ	
	ポンプ・圧力計		テスト時	異音・漏れ・作動状態	
消火設備	消火ポンプ		テスト時	異音・振動	
	軸封部、配管		テスト時	漏れ	
	圧力計		テスト時	吐出圧・作動確認	
特殊消火設備	圧力計、ポンペ		○	圧力値確認、腐食	
粉末消火設備	圧力計、タンク		○	圧力値確認、腐食	

排水処理設備
--------

機器名称	点検箇所	点検時期		点検項目	備考
		週間	月間		
有機系排水受水槽 ポンプ	本体、圧力計、スクリーン	○		作動状態	
	水中ポンプ		○	絶縁状態	
有機系汚水移送ポンプ	圧力計・フロートSW	○		作動状態	
	水中ポンプ		○	絶縁状態	
無機排水貯留槽ポンプ	圧力計・フロートSW	○		作動状態	
	水中ポンプ		○	絶縁状態	
無機系排水移送ポンプ	圧力計・フロートSW	○		作動状態	
	水中ポンプ		○	絶縁状態	
脱窒槽攪拌機	電動機、ポンプ	○		異音・温度、漏れ	
	軸封部、配管	○		漏れ	
逆洗槽ポンプ	圧力計	○		作動状態	
	水中ポンプ		○	絶縁状態	
放流槽ポンプ	圧力計	○		作動状態	
	水中ポンプ		○	絶縁状態	
汚泥濃縮槽ポンプ	圧力計	○		作動状態	
	水中ポンプ		○	絶縁状態	
ゴミピット汚水移送ポンプ	圧力計	○		作動状態	
	水中ポンプ		○	絶縁状態	
ごみ汚水ろ過器	圧力計	○		作動確認	
	電動機		○	異音・温度	
ろ液噴霧ポンプ	圧力計	○		作動確認	

	ポンプ		○	絶縁状態	
汚泥移送ポンプ	圧力計	○		作動状態	
	水中ポンプ		○	絶縁状態	
ろ過原水槽ポンプ	圧力計	○		作動状態	
	水中ポンプ		○	絶縁状態	
各液注入・移送ポンプ	塩化第二鉄注入ポンプ	○		異音・液漏れ	
	苛性ソーダ注入ポンプ	○		異音・液漏れ	
	苛性ソーダ移送ポンプ	○		異音・液漏れ	
	塩酸注入ポンプ	○		異音・液漏れ	
	塩酸移送ポンプ	○		異音・液漏れ	
	ポリマー注入ポンプ	○		異音・液漏れ	
	メタノール注入ポンプ	○		異音・液漏れ	
	塩酸希釈攪拌ポンプ	○		異音・液漏れ	
	高分子凝集剤注入ポンプ	○		異音・液漏れ	
純水廃液移送ポンプ	バルブ	○		漏れ	
	ポンプ		○	絶縁状態	
砂ろ過塔	本体		○	漏れ・汚れ・腐食	
	圧力計	○		作動確認	
活性炭吸着塔	本体		○	漏れ・汚れ・腐食	
	圧力計、バルブ等	○		作動確認	
キレート樹脂塔	本体		○	漏れ・汚れ・腐食	
	圧力計	○		作動確認	
曝気ブロー	圧力計	○		作動確認	
	ベルト		○	異音・張り	
攪拌ブロー	圧力計	○		作動確認	
	ベルト		○	異音・張り	
苛性ソーダタンク	本体		○	本体・配管液漏れ	
	レベル計	○		汚れ・漏れ	
塩酸タンク	本体		○	本体・配管液漏れ	
	レベル計	○		汚れ・漏れ	
塩化第二鉄槽	本体		○	本体・配管液漏れ	
	レベル計	○		汚れ・漏れ	
メタノール槽	本体		○	本体・配管液漏れ	
	レベル計	○		汚れ・漏れ	
高分子凝集槽	本体		○	本体・配管液漏れ	
	レベル計	○		汚れ・漏れ	
塩酸希釈槽	本体		○	本体・配管液漏れ	
	レベル計	○		汚れ・漏れ	

余熱利用設備
--------

機器名称	点検箇所	点検時期		点検項目
		週間	月間	
蒸気タービン	本体	○		異音・振動
	蒸気・油	○		タービン入口蒸気温度

	各圧力	○	タービン入口蒸気圧力
		○	第一蒸気圧力室
		○	潤滑油圧力(150KPA)
		○	制御油圧力(800KPA)
		○	ガバナー油圧力(2350KPA)
		○	シール蒸気圧力(10KPA)
	主塞止弁	○	作動確認・漏れ
	蒸気通路・バイパス	○	各所の漏れ
	軸受け	○	異音・移動・振動・温度
	油潤滑装置	○	圧力・温度・漏れ
	油タンク	○	油量
排気ファン	○	異音	
減速機	本体	○	異音・振動
	タービインターニング装置	使用時※1	異音
発電機	本体	○	異音・振動
	軸受け	○	異常温度・油漏れ
	空気冷却器	○	冷却風量・温度
タービン排気ドレンユニット	ドレン回収ユニット	○	温度・漏れ
	水位レベル	○	水位状態
	ポンプ&モータ	○	異音・吐出圧力
	グラント蒸気復水器	○	圧力・漏れ
	ドレンセパレーター	○	異音・漏れ
給湯用循環ポンプ	電動機・ポンプ	○	異音・温度・漏れ
	圧力計	○	作動状態
生活用揚水ポンプ	電動機、ポンプ	○	異音・温度・漏れ
	圧力計	○	作動確認
温水ボイラー	タンク、循環ポンプ	○	漏れ・異音・振動
	圧力計・温度計	○	作動確認

通風設備
------

機器名称	点検箇所	点検時期		点検項目	備考
		週間	月間		
押込送風機	本体・電動機	○		異音・振動・温度	
	圧力計・軸受	○		作動確認・異音	
	油量	○		漏れ・汚れ	
二次送風機	本体・電動機	○		異音・異常温度・振動	
	軸受・エキスパンション	○		異常温度・緩み・破れ	
誘引送風機	本体・電動機	○		異音・異常温度・振動	
	軸受	○		振動・異常温度	
二次空気予熱器	本体		○	温度・蒸気確認・漏れ	
白煙防止用空気予熱器	本体	○		温度・蒸気確認・漏れ	
白煙防止用送風機	本体・ファン	○		異音・振動	
	電動機・軸受			異音・振動・異常温度	

灰出設備
------

機器名称	点検箇所	点検時期		点検項目	備考
		週間	月間		
No.1 不燃物搬送装置	電動機・軸受	○		異音・温度・給油	
	チェーン・バケット		○	チェーンの伸び・破損・変形	
No.2 不燃物搬送装置	電動機・軸受	○		異音・温度・給油	
	チェーン・バケット		○	チェーンの伸び・破損・変形	
No.3 不燃物搬送装置	電動機・軸受	○		異音・温度・給油	
	チェーン・バケット		○	チェーンの伸び・破損・変形	
No.1ダスト搬送装置	電動機・軸受		○	異音・温度・給油	
	チェーン・掻き板		○	張り状態・変形	
ダスト解砕機	電動機・本体・継手		○	異音・温度	
	ロータリージョイント		○	作動状態	
ダスト定量供給装置	電動機		○	異音・温度	
	ロータリーバルブ		○	作動状態	
飛灰貯留槽	バグフィルター		○	作動状態・詰まり	
	エアレーション・減圧弁	○		作動確認・漏れ	
	飛灰排出機		○	作動状態・異音	
	電動機・ヒーター	○		異音・温度・作動状態	
ダストランスマッター	本体		○	漏れ	
	圧力計・ダンパー	○		作動圧力・作動確認	
	灰輸送管	○		ボルトの弛み・漏れ	
鉄類バンカ	本体		○	変形・漏れ・腐食	
	シリンダー		○	作動状態	
不燃物バンカ	本体・レベル計		○	変形・漏れ・腐食	
	シリンダー		○	作動状態	
ダスト切替ダンパ	シリンダー・軸受		○	作動状態・給油状態	
ダスト移送コンベヤ	電動機・軸受		○	異音・温度・給油	
	チェーン・掻き板	○		張り状態・変形	
混練機	電動機・軸受		○	異音・温度・給油	
	駆動ギヤ・スクリュー	○		給油状態・摩耗	
養生コンベヤ	電動機・軸受		○	異音・温度・給油	
	コンベヤ・ローラー	○		亀裂・摩耗・作動状態	
灰処理設備用集じん器	電動機・排風機	○		異音・振動	
	バグフィルター		○	差圧	
	軸受・集じん配管	○		異音・温度・詰まり	
ロータリーバルブ	減速機・軸封部	○		摩耗・張り	
	伝導チェーン		○	異音・油量、漏れ	
加湿水ポンプ	電動機・ポンプ	○		異音・温度、漏れ	
	圧力計・配管	○		作動状態・漏れ	
加湿水タンク	本体・ボールタップ	○		亀裂・漏れ・作動状態	
キレート剤ポンプ	電動機・ポンプ	○		異音・温度、漏れ	
	圧力計・配管	○		作動状態・漏れ	
キレート剤タンク	本体・レベル計	○		亀裂・漏れ・作動状態	
処理品バンカ切替弁	シリンダー・軸受		○	作動状態・給油状態	
処理品バンカ	本体・レベル計		○	変形・漏れ・腐食	

	シリンダー		○	作動状態	
--	-------	--	---	------	--

雑 設 備
-------

機器名称	点検箇所	点検時期		点検項目	備考
		週間	月間		
計装用空気圧縮機	圧縮機・電動機		○	異音・温度・振動	
	水面計、圧力計	○		水量・油量・作動確認	
	ドライヤ・除湿器・接触器	○		作動状態	
	フィルター・駆動Vベルト		○	汚れ・張り・摩耗	
雑用空気圧縮機	圧縮機・電動機		○	異音・温度・振動	
	水面計・圧力計	○		油量・作動確認	
	ドライヤ・除湿器・接触器	○		作動状態	
	フィルター・駆動Vベルト		○	汚れ・張り・摩耗	
場内集じん装置	電動機・排風機	○		異音・振動	
	バグフィルター		○	差圧	
	軸受・集じん配管	○		異音・温度・詰まり	
点検整備・作業時	排風機	○		異音・振動	
集じん装置	バグフィルター		○	詰まり	
	灰搬送装置	○		作動確認	
計装用空気除湿器	圧縮機・電動機		○	異音・温度・振動	
	圧力計	○		作動確認	
雑用空気除湿器	圧縮機・電動機		○	異音・温度・振動	
	圧力計	○		作動確認	
自動窓洗浄装置	走行用電動機・レール		○	異音・振動・変形	
	拭取り装置・配管	○		作動確認・漏れ	
真空掃除機	電動機		○	異音・温度	
	ファン・ベルト・配管		○	異音、張り・損傷・詰り	
搬入用ホイストクレーン	走行・横行用モーター		○	異音・レールの磨耗	
	巻上用モーター		○	異音・ワイヤーロープの磨耗	
炉室用ホイストクレーン	走行・横行用モーター		○	異音・レールの磨耗	
	巻上用モーター		○	異音・ワイヤーロープの磨耗	
工作用ホイストクレーン	走行・横行用モーター		○	異音・レールの磨耗	
	巻上用モーター		○	異音・ワイヤーロープの磨耗	
砂投入用ホイストクレーン	走行・横行用モーター		○	異音・レールの磨耗	
	巻上用モーター		○	異音・ワイヤーロープの磨耗	
前処理装置用	走行・横行用モーター		○	異音・レールの磨耗	
ホイストクレーン	巻上用モーター		○	異音・ワイヤーロープの磨耗	

機器名称	点検箇所	点検時期		点検項目	備考
		週間	月間		
電気計装設備	全般	○		異音、振動、漏れ、温度	
建築設備	全般	○		異音、振動、漏れ、温度	
生活用水受水槽	本体	○		変形・漏れ	
	圧力計・温度計	○		作動確認	



1 特記仕様書 第1章 業務概要 第2条(2) 粗大ごみ処理施設 イ 運転及び維持管理条件は、次のとおりとする。

(1) ごみの受入日及び時間

- ア 標準受入 月曜日から金曜日（祝日を除く）  
時間 午前8時30分から午後5時まで
- イ 休日、祝日受入 下記(2) 搬入量及び搬入日、イ・ウ・オ・ケ・コに記載されている事項については、業務に支障を来たさぬ人員を配置すること。  
時間 午前8時30分から午後5時まで

(2) 搬入量及び搬入日（令和5年度実績）

- ア 粗大ごみ 2,201.86 t/年（月曜日から金曜日 約260日）
- イ ビン 924.20 t/年（毎月第2・第4火曜日）  
116.56 t/年（毎月第2・第4月曜日、火曜日）
- ウ カン 384.20 t/年（毎月第1・第3・第5火曜日）  
53.27 t/年（毎月第2・第4木曜日、金曜日）
- エ スプレーカン・カセットボンベ 2.86 t/年（毎月第1水曜日）
- オ 金属類・小型家電 318.30 t/年（毎月第2・第4木曜日）
- カ 廃乾電池 37.34 t/年（週1日程度）  
3.76 t/年（毎月第1水曜日）
- キ 廃蛍光管 9.69 t/年（週1日程度）  
0.66 t/年（毎月第1水曜日）
- ク 可燃性粗大ごみ 225.54 t/年（月曜日から金曜日 約260日）
- ケ 一般市民等搬入ごみ 祝日を除く月曜日から金曜日、  
毎月第2土曜日及び翌日曜日
- コ 毎年5月の「ごみゼロの日」（雨天の場合、延期又は中止有）

(3) 業務の内容（重量・時間・台数等は令和5年度実績又は平均）

- ア 粗大ごみ受入業務（住民直接搬入台数：21,586台/年）
- ① 収集委託業者（構成市町から一般廃棄物の収集運搬業務を委託されている業者。以下同じ。）、許可業者（構成市町から事業系一般廃棄物の収集運搬業務の許可を受けている業者。以下同じ。）、事業者（構成市町内に事業所のある事業者又は構成市町内での事業活動を行った事業者。以下同じ。）、住民（構成市町内に在住する住民。以下同じ。）及び構成市町（構成市町の収集運搬部門の職員又は各課の職員。以下同じ。）が搬入する粗大ごみを受入管理すること。
- イ ビンの受入業務（受入量：1,040.76 t/年）
- ① 収集委託業者が搬入するビンを指定の場所で受入管理すること。
- ウ カンの受入業務（受入量：437.47 t/年）
- ① 収集委託業者が搬入するカンを指定の場所で受入管理すること。
- エ スプレーカン・カセットボンベの受入業務（受入量：2.86 t/年）
- ① 収集委託業者が搬入するスプレーカン・カセットボンベを指定の場所で受入管理すること。
- オ 金属類・小型家電の受入業務（受入量：318.30 t/年）
- ① 収集委託業者が搬入する金属類・小型家電を指定の場所で受入管理すること。
- カ 可燃性粗大ごみの受入業務（搬入台数：556台/年）
- ① 許可業者、事業者及び住民が直接搬入する可燃性粗大ごみを指定の場所で受入管理すること。

キ 粗大ごみの手選別業務（手選別量：2,427.40 t/年）

- ① 粗大ごみ中から破碎せずに鉄、アルミとして再資源化できるものを抜取ること。（自転車のタイヤチューブ切断作業、オイルヒーターのオイル抜取り作業等）
- ② 2軸剪断式破碎機で前処理すれば焼却処理できるものを抜取ること。（布団・カーペット・衣類・カセットテープ・ビデオテープ等）
- ③ 衝撃式破碎機で破碎処理するものを抜取ること。
- ④ 金属類・小型家電を抜取ること。（電源コード、通電線等の資源物収集）
- ⑤ 衝撃式破碎機又は、2軸剪断式破碎機による破碎処理も、焼却処理もできない危険なものを抜取ること。（ブロック・レンガ・漬物石・ボーリング玉・蓄電池・スプレー缶・カートリッジ式ガスボンベ・ライター・火薬類等）なお、抜取ったスプレー缶・カートリッジ式ガスボンベ・蓄電池等は安全な場所で保管し、再資源化できるようにすること。  
ただし、スプレー缶・カートリッジ式ガスボンベ等の中身については甲の指示によるものとする。
- ⑥ 草、木、竹等を抜取ること。
- ⑦ 上記の手選別した物を場内のそれぞれの指定場所まで運搬すること。

ク 金属類・小型家電の手選別業務（選別量：318.30 t/年）

- ① 袋収集された金属類・小型家電を破袋し、鉄、アルミとして直接資源化できるものを抜取ること。（フライパン・鍋・針金ハガー等）
- ② 小型家電を抜取ること。（電源コード、通電線等の資源物収集）
- ③ 衝撃式破碎機で処理できるものを抜取ること。
- ④ 衝撃式破碎機又は、2軸剪断式どちらの破碎処理も、焼却処理もできないものを抜取ること。（ブロック・レンガ・漬物石・ボーリング玉・蓄電池・スプレー缶・カートリッジ式ガスボンベ・ライター・火薬類等）なお、抜取ったスプレー缶・カートリッジ式ガスボンベ・蓄電池等は安全な場所で保管し、再資源化できるようにすること。  
ただし、スプレー缶・カートリッジ式ガスボンベ等の中身については甲の指示によるものとする。

ケ その他の選別業務

- ① 可燃物、不燃物、ビン・カン等が混載で搬入されたときは、適正に選別し、それぞれの処理施設まで運搬すること。
- ② 受入を行ったものから、再利用可能なものを仕分け、保管すること。（リサイクルセンターで販売するもの等）

コ 衝撃式破碎機の運転業務（運転時間：約4時間/日）

- ① 衝撃式破碎機を運転し、粗大ごみを破碎処理すること。

サ 2軸剪断式破碎機の運転業務（運転時間：約6.5時間/日・2基同時運転有）

- ① 2軸剪断式破碎機を運転し、可燃性粗大ごみを破碎処理すること。

シ 廃乾電池ドラム詰め業務（業務量：41.10 t/年・ドラム缶約150本/年）

- ① 袋に入って搬入された廃乾電池を破袋して、ドラム缶に詰めること。

ス 廃蛍光管箱詰め業務（業務量：10.35 t/年・段ボール箱約1000箱/年）

- ① 運搬用箱又は袋等に入って搬入された廃蛍光管を、サイズ、形状別に専用の段ボール箱に詰めること。（運搬用箱、袋は返却）

セ 搬出、運搬業務

- ① 手選別業務にて分別された、鉄、アルミ、電源コード、通電線、再利用可能なもの、可燃性粗大ごみ、可燃物、不燃物、草、木、竹等を場内の指定した場所まで運搬すること。
- ② 粗大ごみ処理施設で機械選別されバンカーに貯留された、鉄、アルミ、破碎可燃物を場内の指定した場所まで運搬すること。
- ③ 焼却処理施設より排出される不燃残渣を場内の指定した場所まで運搬すること。
- ④ 一時貯留された災害ごみの内、木材、畳等を粗大ごみ処理施設まで運搬し処理すること。

⑤ 分別された鉄、アルミ、可燃性粗大ごみ、可燃物、不燃物、不燃残渣は場内の計量機で計量すること。

ソ 清掃業務

① 防火水槽(池)の清掃作業を行うこと。(随時)

② 管理棟玄関周りの落ち葉、散乱ごみの清掃を行うこと。(常時)

③ 焼却施設の各プラットホームについて、日常清掃し常に清潔に保つこと。

タ その他、上記の業務に係る業務

チ 搬入された廃棄物が、天候等の影響により飛散しないよう管理すること。

(4) 技術指導等

ア 業務についての技術指導及び教育は、現在甲が委託するごみ処理施設等管理業務の委託会社から受けるものとする。

イ 次の本業務の契約時(令和10年度事業分)において、乙以外の業者が本業務を受注した場合は、業務履行に支障をきたさぬよう、技術指導及び教育を、乙が責任を持って行うものとする。

1 特記仕様書 第1章 業務概要 第2条(2)粗大ごみ処理施設の設備概要及び点検項目は、次のとおりとする。

## (1) 設備概要

設備名	機器概要
受入供給設備	粗大ごみ供給ダンピングボックス
	粗大ごみ供給コンベヤ
	危険ごみ供給ダンピングボックス
	危険ごみ供給コンベヤ
	異物取出装置
	ダンピングボックス用油圧ユニット
	プラント給水ポンプ、コンベヤ放水ポンプ
破碎設備	供給フィーダー
	破碎機
	破碎機点検用ホイスト
	送風機フィーダー部
	送風機破碎部
	破碎機用油圧ユニット
	破碎機用潤滑ユニット
	排出装置
選別設備	磁選機No.1
	磁選機No.2
	可燃・不燃選別装置(トロンメル)
	カバーシュート
	No.1 アルミ選別機
	No.2 アルミ選別機
	風力選別装置
	切替シュート、ダクトダンパ
	アルミ選別機冷却水ポンプ
	アルミ選別機クーリングタワー
搬送設備	No.1 破碎物コンベヤ
	No.2 破碎物コンベヤ
	No.1 残渣コンベヤ
	No.2 残渣コンベヤ
	No.1 可燃物コンベヤ
	No.2 可燃物コンベヤ
	No.3 可燃物コンベヤ
	No.4 可燃物コンベヤ
	No.1 篩中間物コンベヤ
	No.2 篩中間物コンベヤ
	破袋物コンベヤ
	選別コンベヤ
アルミ類コンベヤ	

	ダストコンベヤ
集じん設備	サイクロン
	バグフィルター破砕分別部
	バグフィルター投入部
送排風設備	排風機投入部
	排風機破砕分別部
	アルミ選別部送風機
	エアーコンプレッサー
貯留設備	磁性物ホッパー
	不燃物ホッパー
	アルミホッパー
	貯留ホッパー用油圧ユニット
建設設備	プラント用水受水槽

(2) 点検項目

受入供給設備

機器名称	点検箇所	点検時期		点検項目	備考
		週間	月間		
粗大ごみ供給ダンピングボックス	油圧シリンダー	○		油漏れ	
	ヒンジ	○		給油状態	
	本体	○		傾動時の異常	
	全般	○		異音・振動等	
粗大ごみ供給コンベヤ	減速機		○	給油状態	
	スプロケット		○	摩耗	
	キャタビラー	○		ピンの脱落	
			○	給油状態・張り	
	ローラー	○		回転状態・摩耗	
	エプロンパン		○	曲がり	
全般	○		異音・振動等		
危険ごみ供給ダンピングボックス	油圧シリンダー	○		油漏れ	
	ヒンジ	○		給油状態	
	本体	○		傾動時の異常	
	全般	○		異音・振動等	
危険ごみ供給コンベヤ	減速機		○	給油状態	
	スプロケット		○	摩耗	
	キャタビラー	○		ピンの脱落	
			○	給油状態・張り	
	ローラー	○		回転状態・摩耗	
	エプロンパン		○	曲がり	
全般	○		異常音等		
異物取出装置	全般	○		吊り・降ろし状態	
		○		走行状態	
ダンピングボックス用油圧ユニット	駆動機		○	異音・振動等	
	油圧ポンプ		○	異音・油漏れ	
	オイルタンク	○		油量・漏れ	

	圧力計	○		作動確認
	温度計	○		作動確認
	全般	○		ボルトの緩み
プラント給水ポンプ	電動機		○	異音・振動等
コンベヤ放水ポンプ	ポンプ	○		異音・水漏れ
	圧力計	○		作動確認
	全般	○		ボルトの緩み

破 碎 設 備

機器名称	点検箇所	点検時期		点検項目	備考
		週間	月間		
供給フィーダー	減速機		○	給油状態	
	伝導チェーン		○	摩耗・張り	
		○		給油状態	
	スプロケット	解放時		摩耗	
	油圧シリンダー	○		漏れ	
	キャタビラー	解放時		摩耗等	
全般	○		異音・振動等		
破 碎 機	駆動機		○	異音・振動等	
	軸受け	○		給油状態・温度	
	本体 ハンマー	○		摩耗・ごみの付着	
	全般	○		ボルトの緩み	
破碎機点検用ホイスト	全般	○		吊り・降ろし状態	
		○		走行状態	
送風機(フィーダー部・破 碎 部)	駆動機		○	給油状態・異音	
	伝導ベルト		○	張り・損傷	
	軸受け	○		給油状態	
	本体	○		摩耗・ごみの付着	
	全般	○		ボルトの緩み	
破碎機用油圧ユニット	駆動機		○	給油状態・異音	
	油圧ポンプ		○	油漏れ・異音	
	オイルタンク	○		油漏れ	
	圧力計	○		作動確認	
	温度計	○		作動確認	
	全般	○		ボルトの緩み	
破碎機用潤滑ユニット	駆動機		○	給油状態・異音	
	油圧ポンプ		○	油漏れ・異音	
	オイルタンク	○		油漏れ	
	圧力計	○		作動確認	
	全般	○		ボルトの緩み	
排出装置	駆動機		○	給油状態	
	振動コンベヤー	○		作動確認	
	全般	○		異音・振動等	

選 別 設 備

機器名称	点検箇所	点検時期		点検項目	備考
		週間	月間		
磁選機 No.1	駆動機		○	給油状態・異音	
	伝導チェーン		○	摩耗・張り	
	全般	○		摩耗・ごみの付着	
磁選機 No.2	本体	○		異音・振動等	
	全般	○		摩耗・ごみの付着	
可燃・不燃選別装置(トロンメル)	駆動機		○	給油状態・異音	
	伝導チェーン	○		摩耗・張り・給油状態	
	スプロケット		○	摩耗	
	ローラ	○		給油状態・摩耗・回転	
	本体	○		異音・振動等	
	全般	○		ボルトの緩み	
カバーシュート	駆動機		○	給油状態・異音	
	伝導チェーン	○		摩耗・張り・給油状態	
	全般	○		異音・振動等	
No.1アルミ選別機 No.2アルミ選別機	駆動機		○	給油状態・異音	
	軸受け	○		給油状態	
	給水系	○		水漏れ	
	圧力計	○		作動確認	
	ガイド駆動機	○		給油状態・異音	
	ガイド伝導チェーン	○		摩耗・張り・給油状態	
	本体	○		異音・振動等	
	全般	○		ボルトの緩み	
風力選別装置	駆動機		○	給油状態・異音	
	伝導ベルト		○	摩耗・張り	
	軸受け	○		給油状態	
	本体	○		異音・振動等	
	全般	○		ボルトの緩み	
切替シュート・ダクトダンパ	本体	○		作動確認	
	全般	○		異音・振動等	
アルミ選別機冷却水ポンプ	モーター	○		給油状態・異音	
	ポンプ	○		異音・振動等	
	圧力計	○		作動確認	
	全般	○		水漏れ	
アルミ選別機クーリングタワー	ファン	○		運転確認	
	全般	○		水漏れ	

搬 送 設 備

機器名称	点検箇所	点検時期		点検項目	備考
		週間	月間		
No.1破砕物コンベヤ	駆動機		○	給油状態・異音	

No.2破砕物コンベヤ	伝導チェーン		○	給油状態・張り
	ゴムベルト	○		張り・破損
	ローラ(大小)	○		回転状態・摩耗
	軸受け	○		給油状態
	全般	○		異音・振動等
No.1残渣コンベヤ No.2残渣コンベヤ	駆動機		○	給油状態・異音
	伝導チェーン		○	給油状態・張り
	ゴムベルト	○		張り・破損
	ローラ(大小)	○		回転状態・摩耗
	軸受け	○		給油状態
	全般	○		異音・振動等
No.1可燃物コンベヤ No.4可燃物コンベヤ	駆動機		○	給油状態・異音
	伝導チェーン		○	給油状態・張り
	ゴムベルト	○		張り・破損
	ローラ(大小)	○		回転状態・摩耗
	軸受け	○		給油状態
	全般	○		異音・振動等
No.1篩中間物コンベヤ No.2篩中間物コンベヤ	駆動機		○	給油状態・異音
	伝導チェーン		○	給油状態・張り
	ゴムベルト	○		張り・破損
	ローラ(大小)	○		回転状態・摩耗
	軸受け	○		給油状態
	全般	○		異音・振動等
破袋物コンベヤ	駆動機		○	給油状態・異音
	伝導チェーン		○	給油状態・張り
	ゴムベルト	○		張り・破損
	ローラ(大小)	○		回転状態・摩耗
	軸受け	○		給油状態
	全般	○		異音・振動等
選別コンベヤ	駆動機		○	給油状態・異音
	伝導チェーン		○	給油状態・張り
	ゴムベルト	○		張り・破損
	ローラ(大小)	○		回転状態・摩耗
	軸受け	○		給油状態
	全般	○		異音・振動等
アルミ類コンベヤ	駆動機		○	給油状態・異音
	伝導チェーン		○	給油状態・張り
	ゴムベルト	○		張り・破損
	ローラ(大小)	○		回転状態・摩耗
	軸受け	○		給油状態
	全般	○		異音・振動等
ダストコンベヤ	ローラ	解放時		回転状態・摩耗
	ベルト	解放時		張り・破損
	全般	解放時		振動・ごみの付着



集じん設備

機器名称	点検箇所	点検時期		点検項目	備考
		週間	月間		
サイクロン	本体		○	漏れ	
	駆動機	○		給油状態・異音	
	伝導チェーン	○		給油状態・張り	
	ごみ落とし機	○		作動確認	
	全般	○		ボルトの緩み	
バグフィルター(破碎分別部)	本体		○	漏れ	
	圧力計	○		作動状態	
	駆動機	○		給油状態・異音	
	伝導チェーン	○		給油状態・張り	
	全般	○		ボルトの緩み	
バグフィルター(投入部)	本体		○	漏れ	
	圧力計	○		作動状態	
	全般 ダクト	○		ボルトの緩み	

送排風設備

機器名称	点検箇所	点検時期		点検項目	備考
		週間	月間		
排風機(投入部・破碎分別部)	駆動機		○	給油状態・異音	
	伝導ベルト		○	摩耗・張り	
	軸受け	○		給油状態	
	本体	○		異音・振動等	
	全般	○		ボルトの緩み	
アルミ選別部送風機	駆動機		○	給油状態・異音	
	伝動ベルト		○	張り・損傷	
	軸受け	○		給油状態	
	本体	○		異音・振動等	
	全般	○		ボルトの緩み	
エアーコンプレッサー	駆動機		○	給油状態・異音・振動	
	伝導ベルト		○	張り・摩耗	
	圧力計	○		作動確認	
	油面	○		油量・漏れ	
	全般	○		異音・フィルター・エアータンク	

貯留設備

機器名称	点検箇所	点検時期		点検項目	備考
		週間	月間		
磁性物ホッパー	本体		○	破損	
	油圧シリンダー	○		油漏れ	
	全般	○		ごみの付着	
不燃物ホッパー	本体		○	破損	

	油圧シリンダー	○		油漏れ	
	全般	○		ごみの付着	
アルミホッパー	本体		○	破損	
	油圧シリンダー	○		油漏れ	
	全般	○		ごみの付着	
貯留ホッパー用油圧ユニット	駆動機		○	異音・振動	
	油圧ポンプ		○	異音・油漏れ	
	オイルタンク	○		油量・漏れ	
	圧力計	○		作動確認	
	全般	○		ボルトの緩み	

建設設備
------

プラント用水受水槽	本体	○		変形・漏れ	
	圧力計・温度計	○		作動確認	

1 特記仕様書 第1章 業務概要 第2条(3) 最終処分場 ア 業務内容は、次のとおりとする。

(1) ごみの受入日及び時間

- ア 標準受入 月曜日から金曜日(祝日、12/29~1/3を除く)  
時間 午前8時30分から午後5時まで
- イ 休日、祝日受入 下記(2)搬入量及び搬入日、ア・イ・オに記載されている事項については、業務に支障を来たさぬ人員を配置すること。  
時間 午前8時30分から午後5時まで

(2) 搬入量及び搬入日(令和5年度実績)

- ア うめたてごみ 555.15 t/年(毎月第1・第3木曜日)
- イ もやせないごみ 124.67 t/年(毎月第3水曜日)
- ウ 破碎不適埋立物 95.66 t/年(随時)
- エ 不燃残渣 1,035.96 t/年(随時)
- オ 毎年5月の「ごみゼロの日」(雨天の場合、延期又は中止有)

(3) 業務の内容

- ア うめたてごみ・もやせないごみの受入業務(受入量:687.75 t/年)
- イ うめたてごみ・もやせないごみの手選別業務(選別量:687.75 t/年)
- ① 袋収集されたうめたてごみ・もやせないごみを破袋し、うめたてごみ・もやせないごみ以外の物が混載で搬入されたときは、適正に選別すること。
  - ② 鉄、アルミとして直接資源化できるものを抜取ること。(フライパン・鍋・針金ハガー・電源コード、通電線等)
  - ③ 受入を行ったものから、再利用可能なものを仕分け、保管すること。(リサイクルセンターで販売するもの等)
  - ④ 袋収集等の可燃物を抜き取ること。
  - ⑤ 上記の手選別した物を場内のそれぞれの指定場所まで運搬すること。
- ウ その他受入及び埋立業務
- ① 構成市町、住民、事業者等が搬入する不燃ごみを最終処分場で受入、埋立処分すること。
  - ② 埋立ごみを受け入れた場合は十分に転圧後、即日覆土すること。
  - ③ ごみ焼却処理施設から排出される不燃残渣を最終処分場又は、ストックヤードに運搬すること
  - ④ 不燃残渣を最終処分場で埋立処分すること。
  - ⑤ 不燃残渣を重機で搬出車両に積込むこと。
  - ⑥ 甲が発注する業務において、運搬車両等への積込み作業を必要とするとき、重機で積込みを行うこと。また、乙による、運搬車両への積込みを行わない場合においても安全で円滑に作業が行えるよう、誘導、補助等を行うこと。
- エ 維持管理業務
- ① 埋立業務を行う上で、遮水シートを損傷させないこと。
  - ② 縦暗渠管を埋立状況に合わせ敷設すること。
  - ③ 最終処分場境界フェンス等の点検をし、簡易的なものは補修を行い、補修前、補修後の写真撮影及び報告書を提出すること。(月1回)
  - ④ 最終処分場の埋立状況を把握するため、定点(6箇所)からの写真撮影及び報告書を提出すること。(月1回)
  - ⑤ 雨水側溝、集水枡の清掃作業を行うこと。(随時)
  - ⑥ 廃棄物が天候等の影響により飛散しないよう管理すること。

オ 除草業務及び剪定

- ① 最終処分場内、周辺、堰堤の除草作業を行うこと。(約30,000㎡・年2回)  
なお、刈り払い機は乙が用意すること。  
自走式草刈り機(バロネス)は甲が貸与する。
- ② 管理棟周辺の芝刈りを行うこと。(約2,000㎡・年3回)  
芝刈り機は甲が貸与する。
- ③ リサイクルセンター周辺の除草作業を行うこと。(随時)
- ④ 酒々井リサイクル文化センター内、植栽の枝剪定作業を行うこと。

(4) 技術指導等

ア 業務についての技術指導及び教育は、現在甲が委託するごみ処理施設等管理業務の委託会社から受けるものとする。

イ 次の本業務の契約時(令和10年度事業分)において、乙以外の業者が本業務を受注した場合は、業務履行に支障をきたさぬよう、技術指導及び教育を、乙が責任を持って行うものとする。

1 特記仕様書 第1章 業務概要 第2条(4) リサイクルセンター ア 業務内容は、次のとおりとする。

(1) 再生品販売日及び再生品販売時間

ア 販売日 月曜日から金曜日(祝日・12/29～1/3を除く)

イ 販売時間 午前9時00分から午後12時、午後1時から午後4時

ウ 開錠及び施錠

① 組合でリサイクルセンターの鍵を受け取り、販売時間前にリサイクルセンターの扉の開錠及び警備システムの解除をすること。

② 販売時間終了後、窓等の施錠、エアコンの電源、ガス元栓等、戸締り点検を行い、問題がないことを確認した上で警備システムを作動し、扉を施錠すること。また、施錠後のリサイクルセンターの鍵等は組合へ返却すること。

(2) 業務の内容

ア 再生品の展示販売

① 出来上がった再生品を売り場スペースに展示し、来場した購入希望者に販売すること。

イ 再生品販売代金の徴収業務

① 再生品販売代金を現金又はキャッシュレス決済にて徴収し、乙の名で領収書を発行すること。

② 甲が発行する「再生品販売料金徴収事務受託証」をリサイクルセンター内に掲げること。

③ 再生品販売者は業務を執行する際は、甲が発行する「収入事務受託者証」を携帯すること。

④ 再生品の販売があった場合、再生品販売に係る書類を作成し、当日中に提出すること。

⑤ 現金で徴収した再生品販売代金は組合が指定する方法で納金すること。

⑥ 再生品販売業務に必要な釣銭は乙が準備すること。

ウ 再生品販売代金の取扱い及び納金方法

① 現金で徴収した再生品販売代金は、清掃組合の歳計金口座へ入金すること。

② 現金で徴収した再生品販売代金の1週間の入金回数は3回以内とする。ただし、現金で徴収した再生品販売代金の額が極端に少なくなった場合、1週間の入金回数を組合と調整し決定することとする。

③ 現金で徴収した再生品販売代金の入金時等における警備保障等を行うこと。

④ 現金で徴収した再生品販売代金の紛失又は盗難等が発生した場合は、速やかに甲に報告すること。

⑤ 現金で徴収した再生品販売代金の紛失又は盗難等が発生した場合は、紛失又は盗難等で損失した額と同額を乙が賠償するものとする。

⑥ 再生品販売代金の徴収において誤徴収が発生した場合は、速やかに甲に報告し、徴収金が不足した場合は、乙が賠償するものとする。また、過徴収した場合は、購入申込書等にて過徴収者の探索を行い返金処理を行なうこと。なお、過徴収者の特定ができず、過徴収金が返金できない場合は、月単位で甲に納付するものとする。

エ 電話対応

① 販売時間、リサイクル品の在庫、購入希望等の問い合わせに対応すること。

② 購入品の返品及び修理の相談、警察からの問い合わせ等、上記①以外の再生品及びリサイクルセンターに関する問い合わせがあった場合、問い合わせ内容及びその対応を速やかに清掃組合へ報告すること。

オ 廃棄自転車の在庫管理

① 構成市町が搬入する駐輪場放置自転車の車体番号管理を行うこと。

カ 再生済み自転車、家具の在庫管理

- ① 再生品の在庫管理を行なうこと。

キ 清掃

- ① リサイクルセンターの事務室、展示室、再生作業室、再生作業員控室、トイレ、更衣室、ストックヤード等の清掃を行うこと。

ク その他、上記の業務に係る業務

- ① リサイクルセンターに搬入される放置自転車のタイヤチューブの切断作業。  
② リサイクルセンターへ運搬された再生利用可能品の移動、受入作業を行うこと。  
③ 乙が作成する日誌と併せて作業員が記録した報告書などを清掃組合へ運ぶこと。また、清掃組合が作成した書類等を作業員へ渡すこと。  
④ 火元責任者を選任すること。

(3) 支給・貸与物件及び費用の負担

ア 甲が支給する物件

- ① 電気・ガス・水道・灯油（暖房用に限る）

イ 甲が貸与する物件

- ① リサイクルセンター事務室  
② 構内電話設備  
③ 警備設備及び火災報知設備  
④ リサイクルセンター事務室内の備品（机、椅子、収納棚、手提げ金庫、事務用パソコン、プリンター、ガス給湯器）  
⑤ リサイクルセンター内の空調設備  
⑥ キャッシュレス決済用の機器類

ウ 甲が負担する費用及び物件費

- ① 電話設備の通信費  
② 警備システム及び火災報知設備の更新、修理等に係る費用  
③ リサイクルセンター事務室内の備品（机、椅子、収納棚、手提げ金庫、事務用パソコン、プリンター、ガス給湯器）の更新、修理等に係る費用  
④ キャッシュレス決済用機器類の更新、修理等に係る費用  
⑤ 再生品販売業務に係る消耗品のうち、以下に記載したもの

1 購入申込書	2 販売証明書
3 プリンター用インク	4 ファイル類
5 荷札	6 再生自転車用シール
7 ボールペン等の筆記具、はさみ等の事務用品	8 各種コピー用紙
9 石油ストーブ等甲が負担する空調設備以外の暖房器具	10 ほうき、ちりとり等の清掃用消耗品
11 石鹸、洗剤、トイレトーパー等の生活用品	

エ 乙が負担する費用及び物件費

- ① 釣銭の両替等に係る費用  
② 再生品販売代金の入金及び警備保障等に係る費用

(4) 技術指導等

ア 業務についての技術指導及び教育は、現在甲が委託するごみ処理施設等管理業務の委託会社から受けるものとする。

イ 次の本業務の契約時（令和10年度事業分）において、乙以外の業者が本業務を受注した場合は、業務履行に支障をきたさぬよう、技術指導及び教育を、乙が責任を持って行うものとする。

1 特記仕様書 第1章 業務概要 第2条 (5) 車両計量施設 ア 業務内容は、次のとおりとする。

(1) 計量業務の実施日及び時間

ア 標準受入

月曜日から金曜日 (12/31~1/3の年末年始を除く)

イ 休日受入

- ① 毎月第2回目の土曜日及び翌日曜日
- ② 毎年5月の「ごみゼロの日」の日曜日 (雨天の場合、延期又は中止有)
- ③ 毎年12月29日・30日は臨時受入 (例外により減少有)
- ④ 1月4日が土曜日の場合は臨時受入

ウ 業務時間

午前8時30分から午後5時15分までとする。

うち、廃棄物搬入受付時間 (基本)

午前8時30分から午前11時30分、午後1時から午後4時30分までとする。

ただし、午後4時40分までは常時受入できる体制を取ること。

なお、甲が指示する場合、上記の時間に関わらず、受付業務を行うこと。

(2) 年間計量台数 (令和5年度実績)

ア 住民 (直接搬入者)	25,833台/年 (手計量・2回計量)
イ 事業者	1,061台/年 (手計量・2回計量)
ウ 許可業者	9,576台/年 (手計量・自動計量)
エ 委託業者	23,613台/年 (自動計量)
オ 減免者	1,428台/年 (手計量・1回計量)
カ 構成市町直営	1,071台/年 (手計量・自動計量)
キ 不法投棄	247台/年 (手計量・2回計量)
ク 災害ごみ	2台/年 (手計量・2回計量)
ケ 庁舎ごみ	644台/年 (手計量・2回計量)
コ 場内運搬車両	3,696台/年 (自動計量)
サ 処理委託搬出車両	1,093台/年 (手計量・自動計量)

(3) 計量業務の概要

ア 受付等窓口業務での人数

- ① 受付等窓口業務は、現金を取り扱うことから2名以上で行うこと。
- ② 一般道に連なるような混雑が見られた場合、若しくはそれらが予想される場合は、受付窓口と精算窓口を分けて窓口業務を行なうこと。

イ 搬入者に対する受付業務

- ① 搬入者に対し、一般又は事業等の確認を行うこと。
- ② 持ち込みできない廃棄物の確認は受入基準等を参考に行なうこと。
- ③ ごみ処理手数料の説明を行なうこと。
- ④ 持ち込みに係る必要書類等の説明及び記入依頼並びに書類の受付を行なうこと。
- ⑤ 運転免許証等による搬入者又は排出者及び廃棄物発生場所等の確認を行なうこと。

ウ 搬入、搬出車両の計量業務

エ ごみ処理手数料の徴収業務

- ① 廃棄物搬入者に対して、佐倉市、酒々井町清掃組合手数料徴収条例 (昭和56年条例第2号) に基づき、ごみ処理手数料を現金若しくはキャッシュレス決済にて徴収すること。
- ② 甲が発行する「ごみ処理手数料徴収事務受託者証」を計量棟内に掲げるこ

と。

- ③ 計量業務担当者は業務を執行する際は、甲が発行する「収入事務受託者証」を携帯すること。
- ④ 実施日ごとにごみ処理手数料徴収に係る書類を作成し、提出すること。
- ⑤ 現金で徴収したごみ処理手数料は、組合が指定する方法で納金すること。
- ⑥ ごみ処理手数料徴収事務に必要な釣銭は、乙が準備すること。

オ 徴収したごみ処理手数料の取扱い及び納金方法

- ① 現金で徴収したごみ処理手数料は、清掃組合の歳計金口座へ入金すること。
- ② 現金で徴収したごみ処理手数料の1週間の入金回数は3回以内とする。ただし、現金で徴収するごみ処理手数料の額が極端に少なくなった場合、1週間の入金回数を組合と調整し決定することとする。
- ③ 現金で徴収したごみ処理手数料の入金時等における警備保障等を行うこと。
- ④ 現金で徴収したごみ処理手数料の紛失又は盗難等が発生した場合は、速やかに甲に報告すること。
- ⑤ 現金で徴収したごみ処理手数料の紛失又は窃盗等が発生した場合は、紛失又は窃盗等で損失した額と同額を乙が賠償するものとする。
- ⑥ ごみ処理手数料の徴収において誤徴収した場合は、速やかに甲に報告し、徴収金が不足した場合は、乙が賠償するものとする。また、過徴収した場合は、計量データ等から過徴収者の探索を行い、返金処理を行うこと。なお、過徴収者の特定ができず、過徴収金が返金できない場合は、月単位で甲に納付するものとする。

#### (4) 計量業務の流れ（業務の概略）

ア ごみ処理手数料の徴収を必要とする搬入者

##### ① 直接搬入者（2回計量）

粗大ごみ等を直接搬入する構成市町の住民

計量業務の流れ

- 1) 搬入者又は排出者及び排出場所等を運転免許証等で確認する。申請書等が提出された場合、申請書等に記された内容を運転免許証等にて確認すること。確認した搬入者又は排出者氏名及び排出場所住所をパソコンに入力する。
- 2) 構成市町で適正処理困難物に指定している廃棄物及び清掃組合で処理できない廃棄物（以下、「適正処理困難物」という。）が混載されていないか確認を行い、適正処理困難物を確認した場合は、受け入れできない旨の説明を行い、適正処理困難物を持ち帰らせる。
- 3) 佐倉市、酒々井町清掃組合手数料徴収条例に基づくごみ処理手数料を、廃棄物を下ろした後、計量棟にて徴収することを説明する。
- 4) 廃棄物を載せた状態の車両を計量し、計量した総重量を記載した付箋を案内図に貼り、案内図を手渡す。
- 5) 廃棄物の性状に対応する処分場所を、案内図で説明する。  
また、廃棄物を下ろした後、順番を待つ搬入車の最後尾に並びなおすよう説明する。
- 6) ごみを下ろした後の重量を計量し、ごみ処理手数料を徴収し、乙の名で領収書を発行する。
- 7) 退場順路の説明をする。

##### ② 事業者（2回計量）

事業系一般廃棄物を直接搬入する事業者

計量業務の流れ

- 1) 構成市町の担当課が発行する「事業系一般廃棄物搬入許可書」の提出があるので、住所と社名をパソコンに入力する。
- 2) 適正処理困難物又は構成市町担当課が搬入を許可していない産業廃棄物が混載されていないか確認を行い、適正処理困難物等を確認した場合は、受け入れできない旨の説明を行い、適正処理困難物等を持ち帰らせる。



- 3) 佐倉市、酒々井町清掃組合手数料徴収条例に基づくごみ処理手数料を、廃棄物を下ろした後、計量棟にて徴収することを説明する。
  - 4) 廃棄物を載せた状態の車両を計量し、計量した総重量を記載した付箋を案内図に貼り、案内図を手渡す。
  - 5) 廃棄物の性状に対応する処分場所を、案内図で説明する。  
また、廃棄物を下ろした後、順番を待つ搬入車の最後尾に並び直してくれるよう説明する。
  - 6) ごみを下ろした後の重量を計量し、ごみ処理手数料を徴収し、乙の名で領収書を発行する。
  - 7) 退場順路の説明をする。
- ③ 許可業者（空車重量登録者・1回計量・⑤に該当しない者）  
一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者  
計量業務の流れ
- 1) 事前に空車重量を登録しており、計量カードによる自動計量を行う。
  - 2) 計量後、ごみ処理手数料を徴収し、乙の名で領収書を発行する。
- ④ 許可業者（空車重量未登録者・2回計量・⑤に該当しない者）  
一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者  
計量業務の流れ
- 1) 廃棄物を積んだ状態で手計量を行う。
  - 2) ごみを下ろした後の重量を計量し、ごみ処理手数料を徴収し、乙の名で領収書を発行する。
- ⑤ その他（月締め一括後納）  
酒々井町、千葉県等からの搬入  
構成市町以外の自治体からの搬入  
一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者のうち、廃棄物処理手数料月払納入承認申請書を提出した業者で、清掃組合が月払を承認した業者
- 1) 計量カードによる自動計量又は手計量を行う。
  - 2) 手計量の場合、車検証を提示してもらい計量画面の空車重量欄に車検証の重量を入力し、廃棄物を載せた状態の車両を計量する。
- イ ごみ処理手数料の徴収を必要としない搬入者
- ① 収集委託業者  
構成市町から一般廃棄物の収集運搬業務を委託されている業者  
計量業務の流れ
- 1) 事前に空車重量を登録し、計量カードによる自動計量を行う。
- ② 減免者（災害ごみ搬入者を含む）  
構成市町がごみ処理手数料の免除を認めた者  
計量業務の流れ
- 1) 構成市町の担当課が発行する「廃棄物処理手数料減免通知書」等を確認し、車検証を提示してもらう。
  - 2) 計量画面の空車重量欄に車検証の重量を入力し、廃棄物を載せた状態の車両を計量する。
- ③ 直営  
構成市町の収集運搬部門又は廃棄物関係課職員  
計量業務の流れ
- 1) 事前に空車重量を登録してあるものは、計量カードによる自動計量を行う。
  - 2) 空車重量を登録していないものは、2回計量する。
  - 3) 動物（犬、猫等）は搬入数を日・月・年で集計を行う。
- ウ その他の計量
- ① 場内運搬車両  
ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設等から発生する残渣、分別物等を運搬する車両  
計量業務の流れ
- 1) 事前に空車重量を登録してあるものは、計量カードによる自動計量

を行う。

② 処理委託搬出車両

飛灰、残渣、有価物、廃乾電池、廃蛍光管、草木等、ビン、カン、小型家電、その他処理業務を委託する物を搬出する車両及び、甲が指定する車両計量業務の流れ

- 1) 搬出物を積み込む前に計量し、空車重量を登録する。
- 2) 搬出物を積み込んだ後の重量を計量する。
- 3) 搬出時、放射線量測定が必要な場合は、必要な測定を行い組合が指定する用紙に測定値を記入し、直ちに組合へ報告する。(測定機は都度貸与する)
- 4) 収集運搬処理管理票(マニフェスト)に必要な事項を記入し、計量確認印を押印する。

③ 委託業者が持ち込む道路上の動物死体

- 1) 持ち込まれた個体数ごとに計量を行う。
- 2) 搬入数を日・月・年で集計を行う。

(5) その他業務

ア 計量棟外部のカードリーダーにある計量票記録用紙の補充をすること。

イ 「廃棄物処理手数料減免通知書」(計量票を含む)、「事業系一般廃棄物搬入許可書」は1日の業務終了後、清掃組合に提出すること。

ウ 甲から車両登録等の連絡を受けた場合、計量システムへ登録車両情報等を入力し計量カードを作成すること。

エ 飛灰、残渣、草木の処理委託管理票(マニフェスト)は当該月の業務終了後、清掃組合に提出すること。

オ 申請書等の提出が必要となる搬入者へ申請書等の説明を行うこと。また、提出された申請書等はその日のうちに清掃組合へ提出すること。

カ 計量棟内の整理、整頓及び付帯トイレ、トラックスケール、プラットホーム、計量棟周辺の清掃を行うこと。

キ 帳票等の提出を行うこと。(各種集計表は自動印字)

- ① 各種集計表(毎日)
- ② 計量日誌(毎日)
- ③ 実績報告書(毎月)
- ④ その他組合が必要とする帳票類(都度)

ク 電話対応

- ① 毎月第2土曜日及び翌日曜日の出勤時は、住民等からの電話に対応すること。
- ② 毎月第2土曜日及び翌日曜日の電話対応時間は、午前8時30分から午後12時まで及び午後1時から午後4時30分までとする。

ケ 車両の誘導及び個別対応

- ① 一般道に連なるような混雑が見られた場合、酒々井リサイクル文化センター入口で車両誘導を行うこと。また、計量受付を待つ車両が酒々井コミュニティプラザまで連なった場合若しくは連なることが予想される場合は、有資格の警備員等を配置すること
- ② 既設棟二軸式破砕機や新設棟ダンピングボックス等での個別対応となった場合の誘導等を行うこと。
- ③ 受付等窓口業務担当者の他、車両誘導及び個別対応者を置くこと。

コ 火元責任者を選任すること。

(6) 警備

ア 現金を取り扱うことから、十分警戒すること。

イ 業務中は、計量棟出入口を内側から施錠すること。出入りする場合、防犯カメラ等の映像及び周囲を注意すること。

ウ 不審者を発見した場合は、速やかに甲に連絡すること。

なお、身の危険を感じた場合は、非常押しボタンを押すこと。

エ 計量棟の機械警備の開始・解除の設定は、乙が行うものとする。

(7) 業務従事者

ア 計量システムへの入力業務及びごみ処理手数料の集計のため、電源のオンオフ等の基本的なパソコン操作及び文字入力操作等ができる者を配置すること。

イ 一般住民の対応を行う業務であることから、接遇能力に優れた者であること。

(8) 支給・貸与物件及び費用の負担

ア 甲が支給する物件

- ① 電気・水道

イ 甲が貸与する物件

- ① 計量棟（附帯トイレを含む）  
② 構内電話設備  
③ 警備設備、防犯設備及び火災報知設備  
④ 計量機及び付帯機器（パソコン・プリンター・カードリーダー等）  
⑤ 計量棟及び付帯トイレの備品（机、椅子、収納棚、手提げ金庫、事務用パソコン）及び温便座  
⑥ 計量棟内のエアコン及び簡易キッチン  
⑦ キャッシュレス決済用機器類

ウ 甲が負担する物件費

- ① 計量棟及び付帯トイレの更新、修理等に係る保守費用  
② 構内電話設備の更新、修理等に係る保守費用  
③ 警備設備、防犯設備及び火災報知設備の更新、修理等に係る保守費用  
④ 計量機及び付帯機器（釣銭機を除く）並びに計量システムソフト等の更新、修理等に係る保守費用  
⑤ 計量棟内のエアコン及び簡易キッチンの更新、修理等に係る保守費用  
⑥ キャッシュレス決済用機器類の更新、修理等に係る費用

エ 乙が負担する費用及び物件費

- ① 釣銭の両替等に係る費用  
② 徴収したごみ処理手数料の入金に係る手数料及び警備保障等に係る費用  
③ 電話設備の通信費  
④ 計量業務に係る物品及び消耗品等のうち、以下に記載したもの

1 ごみ処理手数料領収書用紙	2 ロール感熱紙
3 プリンター用トナー	4 各種帳票用コピー用紙
5 鉛筆などの筆記具	6 電卓等の小型事務用品
7 付箋等の事務用消耗品	8 石鹸、洗剤、トイレトーパー等の生活用品
9 ほうき、ちりとりなどの清掃用消耗品	10 計量受付業務に使用する申請書等用コピー用紙
11 自動釣銭機及び自動釣銭機の修理等に係る保守費用	

(9) 技術指導等

ア 業務についての技術指導及び教育は、現在甲が委託するごみ処理施設等管理業務の委託会社から受けるものとする。

イ 次の本業務の契約時（令和10年度事業分）において、乙以外の業者が本業務を受注した場合は、業務履行に支障をきたさぬよう、技術指導及び教育を、乙が責任を持って行うものとする。

- 1 特記仕様書 第1章 業務概要 第4条 (4) ボイラー・タービン主任技術者 (第2種以上)、(5) 電気主任技術者 (第3種以上) の業務内容は、次のとおりとする。

経済産業省所管「主任技術者制度の解釈及び運用 (内規)」(20210208 保局第2号令和3年3月1日、最終改正 20210310 保局第1号令和3年4月1日) に基づき、以下に整理する。

- (1) 甲乙ともに以下の条件を遵守するものとする。

- ア 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、ボイラー・タービン主任技術者及び電気主任技術者 (以下「主任技術者」という。) として選任する者の意見を尊重すること。
- イ 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。
- ウ 主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行うこと。
- エ 甲は、酒々井リサイクル文化センター保安規程 (以下「保安規程」という。) に基づき、自家用電気工作物の保安を確保するため必要な事項を主任技術者に連絡するための責任者 (以下「連絡責任者」という。) を、甲の職員の中からあらかじめ指名しておくこと。

- (2) 主任技術者の業務内容は次のとおりとする。

- ア 従事時間等

- ① 酒々井リサイクル文化センターに常時勤務すること。
- ② 日勤 (午前8時30分から午後5時15分・休憩60分含む) とする。

- イ 業務の内容

- ① 電気関係法令及び保安規程を遵守し、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の業務を行うこと。
- ② 自家用電気工作物の保安に関し、意見を述べ又は助言すること。
- ③ 法令に基づいて行う所管官庁の検査及び安全管理審査に立ち会うこと。
- ④ 所管官庁に提出する自家用電気工作物の保安に関する書類の作成に参画すること。
- ⑤ 自家用電気工作物の保安のための計画の作成に参画すること。
- ⑥ 自家用電気工作物の保安に関する教育の計画作成に参画するとともに、必要な場合には自らその実施に当たり、記録を作成すること。また、ボイラー・タービン主任技術者会又は電気主任技術者会等の会議に出席し、自己研さんに努め、記録を作成すること。会費、会議参加費、出張費等は乙の負担とする。

- (3) 技術指導等

- ア 業務についての技術指導及び教育は、現在甲が委託するごみ処理施設等管理業務の委託会社から受けるものとする。

- イ 次の本業務の契約時 (令和10年度事業分) において、乙以外の業者が本業務を受注した場合は、業務履行に支障をきたさぬよう、技術指導及び教育を、乙が責任を持って行うものとする。

1 特記仕様書 第1章 業務概要 第4条(7) ボイラー取扱作業主任者の業務内容は、次のとおりとする。

(1) 甲乙ともに以下の条件を遵守するものとする。

ア 乙は、ボイラーの取扱い及び管理を適確に行い、安全を確保し、関係災害の発生を防止する為、ボイラーの規模に応じて一定の資格を有する者をボイラー取扱作業主任者として選任し、その者に作業者の指揮その他の事項を行わせなければならない。

イ 乙は、ボイラー取扱作業主任者を2人以上選任した時は、それぞれの職務の分担を定め、その責任を明確にしておかななければならない。

(2) ボイラー取扱作業主任者の業務内容は次のとおりとする。

ア 従事時間等

① 酒々井リサイクル文化センターに常時勤務すること。

イ 業務の内容

① ボイラー関係法令を遵守し、ボイラーの工事、維持及び運用に関する保安の監督の業務を行うこと。

② ボイラーの保安に関し、意見を述べ又は助言すること。

③ 法令に基づいて行う所管官庁の検査及び性能検査に立ち会うこと。

④ 所管官庁に提出するボイラーの保安に関する書類の作成に参画すること。

⑤ ボイラーの保安のための計画の作成に参画すること。

⑥ ボイラーの保安に関する教育の計画作成に参画するとともに、必要な場合には自らその実施に当たり、記録を作成すること。

⑦ ボイラー及び圧力容器安全規則第二十五条に基づき、次の事項を行うこと。

一 圧力、水位及び燃焼状態を監視すること。

二 急激な負荷の変動を与えないように努めること。

三 最高使用圧力をこえて圧力を上昇させないこと。

四 安全弁の機能の保持に努めること。

五 一日に一回以上水面測定装置の機能を点検すること。

六 適宜、吹出しを行ない、ボイラー水の濃縮を防ぐこと。

七 給水装置の機能の保持に努めること。

八 低水位燃焼しゃ断装置、火炎検出装置その他の自動制御装置を点検し、調整すること。

九 ボイラーについて異状を認めたときは、直ちに必要な措置を講じること。

十 排出されるばい煙の測定濃度及びボイラー取扱い中における異常の有無を記録すること。

(3) 技術指導等

ア 業務についての技術指導及び教育は、現在甲が委託するごみ処理施設等管理業務の委託会社から受けるものとする。

イ 次の本業務の契約時(令和10年度事業分)において、乙以外の業者が本業務を受注した場合は、業務履行に支障をきたさぬよう、技術指導及び教育を、乙が責任を持って行うものとする。

1 特記仕様書 第1章 業務概要 第4条(8) 第一種圧力容器取扱作業主任者の業務内容は、次のとおりとする。

(1) 甲乙ともに以下の条件を遵守するものとする。

ア 乙は、第一種圧力容器の取扱い及び管理を適確に行い、安全を確保し、関係災害の発生を防止する為、第一種圧力容器の規模に応じて一定の資格を有する者を第一種圧力容器取扱作業主任者として選任し、その者に作業者の指揮その他の事項を行わせなければならない。

イ 乙は、第一種圧力容器取扱作業主任者を2人以上選任した時は、それぞれの職務の分担を定め、その責任を明確にしておかなければならない。

(2) 第一種圧力容器取扱作業主任者の業務内容は次のとおりとする。

ア 従事時間等

① 酒々井リサイクル文化センターに常時勤務すること。

イ 業務の内容

① 第一種圧力容器関係法令を遵守し、第一種圧力容器の工事、維持及び運用に関する保安の監督の業務を行うこと。

② 第一種圧力容器の保安に関し、意見を述べ又は助言すること。

③ 法令に基づいて行う所管官庁の検査及び性能検査に立ち会うこと。

④ 所管官庁に提出する第一種圧力容器の保安に関する書類の作成に参画すること。

⑤ 第一種圧力容器の保安のための計画の作成に参画すること。

⑥ 第一種圧力容器の保安に関する教育の計画作成に参画するとともに、必要な場合には自らその実施に当たり、記録を作成すること。

⑦ ボイラー及び圧力容器安全規則第六十三条に基づき、次の事項を行うこと。

一 最高使用圧力を超えて圧力を上昇させないこと。

二 安全弁の機能の保持に努めること。

三 第一種圧力容器を初めて使用するとき、又はその使用方法若しくは取り扱う内容物の種類を変えるときは、労働者にあらかじめ当該作業の方法を周知させるとともに、当該作業を直接指揮すること。

四 第一種圧力容器及びその配管に異常を認めるときは、直ちに必要な措置を講ずること。

五 第一種圧力容器の内部における温度、圧力等の状態について随時点検し、異常を認めるときは、直ちに必要な措置を講ずること。

六 第一種圧力容器に係る設備の運転状態について必要な事項を記録するとともに、交替時には、確実にその引継ぎを行うこと。

(3) 技術指導等

ア 業務についての技術指導及び教育は、現在甲が委託するごみ処理施設等管理業務の委託会社から受けるものとする。

イ 次の本業務の契約時(令和10年度事業分)において、乙以外の業者が本業務を受注した場合は、業務履行に支障をきたさぬよう、技術指導及び教育を、乙が責任を持って行うものとする。